

# 総務常任委員会

平成17年11月22日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行                      ○木澤 正男                      松田 正  
坂口 徹                              中西議長

欠席委員              森河 昌之

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	企画財政課長	藤原 伸宏
企画財政課参事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	清水 修一	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
教委総務課長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生涯学習課長	阪野 輝男	同 課 長 補 佐	山崎 善之
同 技 師	平田 政彦	同 技 師	荒木 浩司
監 査 書 記	佐藤 滋生		

## 3. 会議の書記

議会事務局長      浦口 隆                      同 係 長      猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
署名委員 松田委員、坂口委員

委員長 おはようございます。  
委員の皆さまには大変ご苦労さまです。ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。森河議員には欠席の連絡を受けております。  
これより、本日の会議を開きます。町長、公務のため、少し遅れて来られ、また中退されるとの事です。  
はじめに、助役の挨拶をお受けいたします。芳村助役。

（ 助役挨拶 ）

委員長 ありがとうございます。  
最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、松田委員、坂口委員のお二人を指名いたします。よろしくお願い致します。  
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。  
初めに、継続審査の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、を議題といたします。  
理事者の説明を求めます。阪野生涯学習課長

生涯学習 課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告申し上げます。

まず一点目の、史跡藤ノ木古墳の整備についてご報告申し上げます。基本設計の概要がほぼかたまりましたことから、資料、ナンバー1でございますけれども、これに基きご説明申し上げたいと思います。1枚目をご覧いただきたいと思います。1枚目の図面の中で赤色の一点鎖線でお示ししている部分が、史跡指定地でございます。この区域内を今回、史跡公園として整備しようというものでございます。まず、

町道に面した位置に出入り口を設けまして、その部分に図でお示ししておりますように、藤ノ木古墳全体を見ながら解説を行なう「全体解説広場」、羨門前に内部を観察しながら解説が行なえる「石室見学スペース」をそれぞれ設けることとしております。また、墳丘全体を回れるよう外周見学路を設ける計画となっております。墳丘につきましては、あまり手を加えないで簡易な整形を行う程度の施工を考えております。図で緑色で着色しております部分が本来の墳丘の推定線でございますが、植栽等で区切り、その位置を明示することとしております。その他の部分につきましては、野芝を植栽する計画でございます。

次に、石室内部の整備についてでございます。石室内部につきましては、解体修理も視野に入れた議論を検討委員会で行なっておりましました。継続的に行なっている動態調査のデータから顕著な変異が見られないことから解体修理の必要はない、との結論をいただいております。現在の状況で保存する計画としております。ただし、石室内の石積み石材に一部亀裂等が見受けられるため、その補修を行う計画をしております。また、羨門前には扉の設置を行ないます。石室内は年2回程度の特別公開を予定しておりますが、通常時におきましては羨門前に設置しました扉に石室がのぞける小窓を設けまして、内部を観察できるようにと考えております。以上が藤ノ木古墳墳丘の整備の概要でございます。今後、検討委員会で本案をお示しし、了解が得られましたら、早々に実施設計に着手してまいりたいと考えております。

次に、2枚目でございます。(仮称)文化財活用センターについて、ご説明申しあげます。本施設は、来年4月に移転統合となります、奈良法務局斑鳩出張所の施設及び土地を再活用し、藤ノ木古墳をはじめとする本町の文化財を保存し活用するため、国土交通省所管のまちづくり交付金を活用しながら設置しようというものでございます。まず、用地につきましては、法務局跡地の面積は928.15平方メートルでございます。所有の一部は本町となっておりますが、大部分は生駒郡4町の共有となっております。また、駐車場や管理部分が不足するため、隣接農地578平方メートルを買収する計画といたしております。

次に、施設の概要を図に基きご説明申し上げます。まず、本館部分でございませう。ここには、「文化遺産活用スペース」として国宝が展示可能な設備整備、本町の歴史風土などを映像で照会する映像ホール、町内の文化遺産等の情報検索が簡単に行なえる情報コーナー等を設置する計画としていたしております。次に右側の管理棟でございませうが、職員の事務室、国宝等の重要な展示物を荷受するための荷わけ室、町内出土のとりわけ重要な遺物等を保管するための収蔵庫、出土遺物の修復等を行なう作業室等を設置する計画としております。施設床面積は本館で349.86平方メートル、管理棟で147.5平方メートルとなっております。

なお、墳丘周辺の駐車場確保の問題でありますが、西里地区に車を誘導することは西里地区住民の意向もあり、生活環境あるいは交通安全上あまり好ましくないと考えられるところから、主として町営観光駐車場を利用させていただくよう考えております。見学者の導線といたしましては、法隆寺を起点に西里地区から藤ノ木古墳、そして（仮称）文化財活用センターを経由して、また町営観光駐車場へ、あるいはまたその逆のコース等が考えられるところでございませう。

当町へお越しになる、来訪者の皆様は奈良方面、あるいは西名阪自動車道法隆寺インターを経由してという方が多くを占めているところから、そのルート上あるいは観光駐車場に藤ノ木古墳の見学は町営観光駐車場を利用させていただく旨の案内板等の標識を設置し、誘導を図ってまいりたいと考えております。しかしながら事務手続きに訪れる関係者や他府県からの視察等があると考えられますことから、（仮称）文化財活用センターには駐車場のスペースを確保いたしております。

以上が藤ノ木古墳の整備についての報告でございませう。

続きまして2点目でございませうが、史跡中宮寺跡の整備に関することについてご報告申し上げます。

史跡中宮寺跡の整備に関しましては、今年度予定しております5件のうち、3件については完了しており、残る2件の方について協議を進めているところでございませう。買収が完了次第またご報告申し上げます。

ますのでよろしくお願い申し上げます。

以上が斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する  
ことについてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

松田委員 2番目の藤ノ木古墳の古墳そのものの整備の関係については、こんな事かなと思うんですけど、文化財活用センターの関係についてお尋ねしたいんですけど、新たに用地買収するというのはこの地図で言ったらどの部分になるんですか。

生涯学習 前回の委員会で申し上げましたように、ちょうど、法務局の東側の課長 農地がございますけれども、その部分を買収して、今回、管理棟、駐車場等の整備に行っていきたいというように考えております。

委員長 地図的にどの部分になるかという事は。

生涯学習 資料2枚目の地図の、ちょうど、管理棟の部分、それからその前面課長 東側にございます駐車場等の部分が今回書き足しをする分でございます。

松田委員 土地を新たに購入しているという事については、やっぱり敷地の関係というのは明確に示しておいてほしい、というように思うんです。そうしないと、これでしたら、ただ単に平地に図を書いただけにしかすぎない、というように思われますので。適切な事ではないじゃないかなという気がするんです。それと、文化財の活用センターの関係ですけれども、この関係で見ると、あまり斑鳩町全体の文化財の活用センターとして活用するような構想ではないように思うんですけど、これは、藤ノ木に限定してるんですか。

生涯学習  
課長 文化財活用センターという事で斑鳩町が今まで手がけてきました、発掘調査、それから今後も当然やっていくと思うんですけども、それらの発掘と言いますか、文化財の調査の拠点として、できれば活用していきたいというように考えているところでございます。

松田委員 どの程度の関係の面で展示する事になるのかという事で、極めて範囲が狭いような感じがするんですよね。全然、不親切だと思うんです、説明が。もう少し丁寧に説明してくれませんか。用地まで買収してやるわけですから、全体的な構想を明らかにして、そして用地の買収が必要であるからでこそ、初めて買い足すんだと思うんですよね。その中で造るセンターとして、どんなものができてくるか、という事を明確にしてもらわないと、いけないというように思うんですよ。特に、今日の財政急迫有無という中で、こういうものを造ろうとしてるんですから、それなりにもう少し濃度の高い説明をしてもらいたいという風に思うんですね。

教育長 山崎課長補佐の方から、この具体的計画について、説明させたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 はい、どうぞ。

生涯学習  
課長補佐 それでは、センター設置の基本的な考え方をご説明申し上げます。この（仮称）文化財活用センターは、ただ今課長がご説明申し上げましたように、法務局及び東側の土地を買収いたしまして、整備に係るものでございます。この基本計画は日本はもとより世界的視野におきましても、貴重な文化財であります法隆寺や史跡藤ノ木古墳をはじめとする文化財の活用を図ると共に、その一方で歴史と文化が暮らしの中に息づく新斑鳩の里を掲げます、斑鳩町のまちづくりの拠点施設として活用を図るものです。当町の町づくりの課題として、都市基盤整

備の着実な推進と、斑鳩の顔としてのJR法隆寺駅周辺の整備、斑鳩らしい歴史、文化環境の保全、整備、地域特性を活かした市街地形成に向けた仕組みづくりなどが挙げられるところがございます。文化財の宝庫といわれます斑鳩町におきましては、昭和60年より開始しました発掘調査の結果、藤ノ木古墳は朱塗りの家形石棺を埋地する横穴石室を有する6世紀後半の古墳で、学術的に大変貴重なものとなりました。また、平成5年には法隆寺地域の仏教・建造物が世界文化遺産に指定され、斑鳩の町全体が持つ歴史的な価値が改めて内外に注目された事となりました。このような貴重な歴史的遺産が数多く存在する地域ではありますが、現状のままでは十分にその価値が活かされないばかりか、新たな来訪者やリピーターも増加しない状況となっております。一方、藤ノ木古墳や法隆寺と隣接する西里地区では、地元住民と行政が歴史的な町並みの活用について、検討を進めているところでもあります。そこで、史跡藤ノ木古墳や法隆寺をはじめとする文化遺産の歴史的価値を訪れる人に伝え、合わせて活用を図るための拠点施設を設置しようとするものでございます。これが、文化財活用センターを設置しようとする主な理由でございます。以上でございます。

松田委員 問題は、文化財活用センターの関係の位置付けについて、今いろいろ言われているんですけども、どうも抽象的で分からないというように思うんですけど、例えば藤ノ木で出土した関係のものであってもですね、特別の施設の整備が必要になってくるというものがあるわけですね。という施設がない為に、出土したところのそれぞれの遺物というものを、斑鳩町で保管する事はできない、だから、奈良であるとか橿原であるとか、専門的な収蔵庫で収納している。保管してもらおう。という関係がしばしば言われているわけですね、これは発掘した当時から言っているように、斑鳩で、藤ノ木で出土したものについては、いつも、藤ノ木古墳、地元で展示し見られるようにしてほしいというのが、要望であったわけなんですけれども、今日までの段階では非常に難しいと言っているわけですね。収蔵庫そのものにつきましても、

それなりの状態にしないと現物保管という事はできない、という事が言われているわけでしょう。最近の例でいきますと明日香なんか、そんな事ははっきり示しているとおりに思うんですよね。やっぱり、現状保存の難しさという関係についてですね。そういうものをここで想定しているという事ではないという風に思うんです、この関係については。だから、そういう意味からいきますと、随分、言ってる事と今計画されている事は違うという風に思うんですよね。それと、少なくとも文化財の活用施設の関係から見ても、十分分かりませんが、ホールで行っているような展示程度の関係になるかと違うかな。あの関係をこっち側へもってくる、藤ノ木に関していう感じですよ、その程度のものかなと思うんですけど、そうではないんですか。今まで議論してきた事より、議論してきた形のものをつめようとしてるわけですから、実質的なものとしてどうなってくるのかという事を、我々にイメージとして与えてほしいというように思うんですけどね。

教育長

今、お示しさせていただいております内容につきまして、松田委員の方から、以前からもそういう藤ノ木の遺物を展示するのかという事で色々ご質問いただいております。この遺物については、今は国宝という事で、国の所有になっているわけでございます。そうしたものを里帰りさせる、斑鳩町で展示する場合に相当な設備をしないと国宝は貸出しをしないという状況でございます。そうしたために、この文化遺産活用スペースというのは、この地図でいう北の方にあるわけでございますが、この中にそのケースと書いてある部分が、空調設備、その他管理の問題、盗難防止の問題等々含めまして、国の国宝がここに展示できるような設備にして参りたいというように考えております。幸い、この法務局の北の端には、貴重な資料を入れる倉庫という形になってございますので、これについては、十分そうした盗難等々の防犯上、十分活用できるという事で、あとは空調設備等、そういったものの整備を図っていきたいというように考えております。そして、この中に国宝、藤ノ木の、国宝指定されたものを里帰りという事で十分



展示をしていきたいというように考えております。それ以外については、今、いかるがホールで展示させていただいているような復元、レプリカ、そういうものを常時展示するというように考えております。また斑鳩町内のいろんな遺跡の中には貴重な遺物がございます。そういったものも、順次入替ながら、展示できるような方法を考えていきたいというように思っております。それから、前の映像ホールにつきましては、これは斑鳩町の紹介、あるいは今、いかるがホールでも放送させていただいておりますが、藤ノ木古墳の発掘の状況等々をここで映像によって、この藤ノ木古墳の発掘状況を見てもらえると、こういう風にしていきたいと思っております。それと合わせて、ここで藤ノ木等見学された、されに来た場合、あるいは斑鳩町の歴史散策に来られた場合に50人程度のグループであれば、ここで斑鳩についてお話いただけるような、講演していただけるようなスペースにも活用をしていきたいと考えています。それから、前の情報コーナーにつきましては、先ほど担当の方が申しあげましたように、県内等々の情報検索できるような、そうしたものを設置していきたいと考えております。今、どういうものをどのように置くか、という事がまだ定まっておりますけれども、そうした情報を提供をして参りたいというように考えているところでございます。あとに、その入口の左側にスタッフルームと書いてございますが、これは、特別展等々、あるいは通常の展示をしています時に、必要な場合にそうしたボランティアの皆さん方のご協力を得まして、来館者に対しての説明等をしていただけたらという思いをいたしております。そういう事からそこにスタッフルームというものを若干設けまして、ボランティアの皆さん方の待機していただける場所というように考えております。それから、図面の右側については、管理棟というように言わせていただいておりますが、事務所、それから会議室、収蔵庫、この収蔵庫については、先ほど申しあげましたように、町内で発掘いたしました中でもやっぱり貴重なものがあるわけございまして、そうしたものを一旦ここに収蔵をしておきたいというように考えています。そして、その横に作業室というの

がございます。これは、遺物等の測量あるいは復元するための作業室という風に考えています。それから、美梱2トン車と書いていますが、ここに国宝あるいは重文等借上げる場合に、ここに付けて、そしてここから荷捌室を通過して展示室に、という事で、この荷捌室で梱包をときまして、そのものの点検をして、傷がついてないかどうか、十分点検したあと、展示ケースの方に配置する、こういう計画でございます。そして、今、藤ノ木古墳の前にあります石棺を、この施設の西側の方に、今、自転車置場がありますが、その北側辺りに配置をしていって、石棺の実物大でございます、そうしたものが藤ノ木古墳の中にあつたという事を体感あるいは実感していただければと思っています。大変簡単ではございますけれども、以上のような方法で展示を、整備して参りたいと考えております。ただ、松田委員おっしゃっていただいておりますように、国宝をここに常時展示するという事では出来ないわけでございますので、藤ノ木古墳の特別開館と合わせまして、そうした展示物を展示していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

松田委員 だいたい構想というのは分かりました。それでですね、結局は藤ノ木の場合でも、ここのセンターの場合でもですね、石室は模型であっても本物だと見られるわけですよ。ところが、石室の中に何があつたのかという事が一番有名になっているわけですよ。しかも、それが色々レプリカ、その他の関係でそれぞれ部分的に、それぞれの品物としては分かるようになっているんですけれども、石棺の中にどういう形で入ってたんかなと、いう関係は分からんわけですよ。なんか絵はありましたね、ホールで。そういうような関係を、石棺でもレプリカのような、たまたまあるんですから、そこへどう入っていたのかというような関係を、レプリカでもいいから、分かるような、一目で見られるような関係のものが考えられへんのかどうか、これは、むしろ、他のところでは無理かも思いますけれども、文化の活用センターの中にそういう風にしたいといただくと、どんなものがあつて、どうい

うような感じで入ってたんやな、という事が、より一層見ていただく人には分かりやすいと思うんですよね。そういうような事は無理なんではないでしょうか、考えられないのでしょうかね。今まで行ったところではあまりないんです、そういう事はね。また、これが出て、あれが出てという感じで名を馳せるようなものがなくて、瓦のかけらや、その時の発掘された物をここにそれを置く事ができれば、先ほど言われているような関係で、自ずと特別開館の時に国宝、そういうものと合わせて、こういう具合に入ってたんかなという事をイメージする事ができる、という事でみますと、むしろ藤ノ木などについて、特別な斑鳩らしい配慮をした一つの観光資源になると思いますし、歴史を振り返る事にもなると思います。そういう事っていうのは考えられないのでしょうかね。突飛な事を言うようですけど、僕はやっぱりできるだけそういうような事はしていただいたらいいなど。これはもう、専門家が言ってもらった方がいいと思うんですよ、それで、石棺というのは本物もあるし、いつ見ても分かるようなものはある、中に入っている物についてはバラバラになっていて、それを一つの物として、石棺にこう入ってたんや、というようなことにできれば、棺ばかり見てもしょうがないと思うんですよ。もし起こり得るんだったらそういう事を合わせてやる、まず棺だけ言うんならですね、例えば棺は出土した例はいくつもあるわけですよ。例えば、桃山の関係でも横穴式の史跡も出てますね。そういう関係の預かって持って帰ってきてという風な関係になってくる。それがこの斑鳩の藤ノ木の関係の時とどう違うんか、というような関係なんかも比較する事できると思うんですよね。そういう風な関係のものにはできないんかどうか。僕はその事がちょっとでも客寄せ、と言ったら悪いですけど、お互いに興味を持ってもらう関係に役立つのではないかなと思うんですけど、そういう事は考えられませんか。

教育長

石室の模型については、今、ホールにもありますけれども、ああいっただ形で整備をしていきたい、模型を置きたいと思います。ただ、今

おっしゃっていただいております石棺内の、そうしたものの展示と  
いますか、非常に複層、何重にも重なっているという事がありますの  
で、そうしたものは、現実できるのかどうか、これは専門家に相談さ  
せていただいて、検討してみたいというように考えています。

松田委員 十分そういった面まで一回検討してみて、可能ならばできるだけそ  
ういう関係も実現していただけるように、工夫してほしいというよう  
に要望しておきたいと思います。終わります。

委員長 他にございませんか。木澤委員。

木澤委員 すいません、これを見せていただくと、今、教育長、ボランティアさ  
んに入ってもらったり、とかいう事を少し言ってもらいましたけれど  
も、管理の体制をどういう風にするのかというのと、観光協会、また  
iセンターとの関係をどういう風になっているのか、というのを少し  
お聞きしときたいと思います。

教育長 この分については、今、ここにうちの技師が二人おりますので、そ  
ういった者がここに入るとしています。あと、館の管理については  
今色々な方法があるかと思っています。今、指定管理者の問題もあります  
し、あるいは委託するという方法もありますし、あるいは直接やって、  
ボランティアの皆さん方のご協力を得て、という方法もあると思いま  
す。今、私の方は直にやっていくという中で、ボランティアというよ  
うなお話をさせていただいておりますので、まだまだこれからこの管  
理体制、運営体制については、もう少し検討を重ねていきたいと考  
えております。

木澤委員 今、指定管理者制度等も検討、今後の管理体制も検討はしていっ  
ていただきたいのと、あとやはりこうしたものを造る以上は、しっかり  
来てもらった方に満足していただきたいという事では、今、ハード面

の整備をするんやったら、ソフト面の整備も充実してからそうした整備をしていく方が良いのではないか、という事が見直されているところですから、そうしたソフト面の充実もこのハードの整備に合わせてやっていっていただきたいという風に要望しておきます。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、その他の審査事項として、臨時議会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、11月29日に開催予定の第6回斑鳩町議会臨時会に付議が予定されている、当委員会所管にかかるものについての説明を求めると致します。

①特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。西本総務課長

総務課長

それでは11月臨時会付議予定議案、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。資料の方はNO. 2といたしましてお手元の方につけさせていただいております。そちらの方もご覧いただきたいと存じます。

今回のこの条例の改正につきましては、議員皆様方の期末手当の支給率を0.05月引き上げる内容の改正であります。国におきまして、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が本年11月7日に公布されまして、内閣総理大臣等の国の特別職に係ります期末手当の支給率が、年間3.3月から3.35月に0.05月引き上げる改正がなされました。その理由といたしましては、一般職の国家公務員の人事院勧告によります給与改定に伴い、本年4月からの

官民の均衡を図るために、特別職の職員についても引き上げの改定をされたものであります。そこで、当町におけます特別職の期末手当の支給率につきましては、この法律に準じてきているところから、この条例におきまして、議会議員皆様方の期末手当の支給率につきましては、国の特別職の期末手当の支給率に準じて、改正を行おうとするものであります。

改正の内容につきましてですが、資料2の3ページ、2枚目に要旨を付けておりましたが、そちらの方をご覧いただきたいと存じます。

本年度では、既に支給が終わっている6月期は1.6月、12月期は1.75月、現行は1.7月でございますが、1.75月の0.05月を引き上げる改正をし、年間支給率を3.3月から3.35月に改正しようとするものであります。また、平成18年度以降におきましても、6月期と12月期の期末手当の支給率の割合は、6月期は1.6月、12月期は1.75月、年間支給率が本年度と同じく3.35月となります。なお、この条例の改正時期でございますが、1ページ目の改正案の付則によりまして、施行期日を「この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する」という風にいたしており、12月期の期末手当につきましては、12月1日が基準日でありますことから、12月期の期末手当の支給率を改正するためには、12月1日までにこの条例改正を行う必要がございます。このことから、議長様をはじめ、議員皆様方の温かいご配慮のもと、この国の給与法改正に関連いたします当町の条例改正の取り扱いにつきまして、11月29日に臨時議会を開会していただく運びとなり、その日に、この条例のほか、次に出てまいります、常勤の特別職にかかります期末手当の支給率を引き上げる改正を内容といたしました「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」、並びに人事院勧告に基づきます一般職の職員の給与改正を内容といたしました「斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正議案と合わせました給与関係議案につきまして、臨時議会におきましてご審議を賜り、ご採決を賜るよう、ご配慮をいただい

たところでございます。何とぞよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、県内の各市町村におきましても、この特別職及び一般職の給与関係条例につきましては、12月1日までに条例が施行できますように、11月中に臨時議会の開催、あるいは12月議会の初日を早めるなどの措置を講じられていると、県より聞いており、重ねましてよろしくお願いを申し上げます。以上で、この条例の改正案の説明を終わらせていただきますが、議員皆様方におかれましては、何とぞ温かいご審議を賜り、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 僕はあの、今言われている、議題にされている問題だけに絞ってですね、物を言えという方が無理やと思うんですよね。これは、扱い上の問題なんですけれども、むしろ、人事院勧告が出されている、それに準拠する取扱いとして、直ちに審議して決定しておくべきものとして、この3つの案が出ているんだと、という風なことからいきますと、それぞれに単独で議論できるものもあるか分かりませんが、関連して言わざるを得ない状況の、性格のものではないのかなと、いうように私は思うんです。特に職員の関係の条例のところの一番末、7ページに書いています改定というものが、今回の改正のやっぱり基本だと思うんです。その事を説明をして、その前提としてその一つとしてこれが行われる、という事であろうという風に思うんです。そういう立場から、今、木澤委員も質問しようとしたんだろうという風に思うんです、僕は当然だと思うんです。そういう取扱いをしてくれないと、議論が議論になっていかないと、審議が審議をするに値しない格好になってしまう、いう風に思われるんです。だからその辺についてのご配慮をいただきたいと思うんです。

委員長 ただいま、松田委員よりお話がありましたけれども、他の委員さんは、3件を一括説明していただくという事でよろしいですか。

( 了 承 )

委員長 それでは、理事者の方、あとの二つについても説明お願いいたします。西本総務課長。

総務課長 それでは二つ目の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。お手元の方の資料3として改正案を付けさせていただいております。

この条例につきましても、先の非常勤の特別職の報酬関係条例と同じく、町の特別職三役、常勤の特別職三役の期末手当の支給率を年間3.3から3.35月に、0.05月引上げる改正を行おうとするものでございます。

内容につきましてですけれども、資料NO.3の3ページ目、要旨を付けております。要旨の表をご覧くださいと存じます。この表で、平成17年度では6月期は1.6月、12月期は0.05月を引き上げ1.75月として、これに括弧のように改正を行うものであります。また、平成18年度以降におきましても、6月期は1.6月、12月期は1.75月、年間支給率は3.35月となります。また、この条例改正の実施時期につきましても、先ほどの非常勤の特別職の期末手当の引上げと同じく、公布の日の属する月の翌月の初日、翌月の初日から施行したいという風に考えておりまして、基準日が12月1日でございますので、同様に11月29日の臨時議会におきましてご審議を賜り、ご採決を賜りたいと存じておりますので、どうぞよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で二つ目の、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。それでは三つ目、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一



部を改正する条例についてでございます。資料はNO. 4-1と4-2、この改正条例案の次に、A4の一枚物の資料4-2もつけております。

これにつきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する人事院勧告が、本年8月15日に行われました。この国家公務員に対します人事院勧告の概要につきましては、9月16日の総務常任委員会におきまして、平成17年度の人事院勧告の骨子としまして、一つに、平成17年度の給与改定についての内容、二つ目に、平成18年度から実施される給与構造の抜本的な改革の概要について、一定のご説明をさせていただきました。その後、国の動きといたしまして、9月28日に国家公務員の給与改正につきまして、人事院勧告どおり実施することが閣議決定をされ、10月28日には国家公務員の給与改正法案が可決成立、11月7日に公布をされたところであります。また、奈良県においては、10月6日に奈良県人事委員会が地方公務員法に基づき、奈良県職員の給与について、県内企業の民間給与との較差や、その他給与の諸条件等について検討をされた結果につきまして、県職員の給与等について改定を講ずる必要がある、という報告及び勧告を行われたところでもあります。このような国、県の改正を受けまして、当町の給与条例にかかります具体的な改正内容のご説明をさせていただきたいと存じますが、その前に前回の総務常任委員会におきまして、松田委員よりご要望のありました資料の提出についてであります。先に資料4-2、斑鳩町における最近の人事院勧告の実施状況及びモデル給与例、を提出させていただいておりますので、まず、そちらの方の説明をさせていただきたいと存じます。そちらの方をご覧頂きたいと思っております。

この資料の上の表でございますが、平成11年度から平成17年度までの人事院勧告率、①でございます。と、その年度におけます斑鳩町職員の平均の定期昇給率、②でございます。そしてその横に、①+②としまして、人事院勧告率と平均定期昇給率を足したものを掲げております。その①+②の列は、職員一人あたりのその年度におけます

給料の実質増加率となります。4つ目の項目といたしましては、実質増加率の平成11年度を基準といたしました場合の、平成12年度からの累計であります。次に、その表の右側の方ですが、期末・勤勉手当の人事院勧告によります支給月数の変遷を挙げております。③としまして年度ごとの年間支給月数で、その横に④としまして、対前年比の増減、その右側に平成11年度を基準としました、対前年比の増減の累計を掲げております。

平成17年度を例に見ていただきますと、平成17年度の人事院勧告はマイナス勧告でありまして、給料の改訂がマイナス0.36パーセントであります。職員の平均定期昇給率は1.5パーセントを見込んでおりまして差し引き1.14パーセント、これが、給料が上がるという結果になります。人勧ではマイナスであります。定期昇給額だけを見ますと、職員の給料は下がるよりも上がるという結果が見えて参ります。また、この平成12年度から6年間の累計でございますが、人事院勧告率は、これは合わせますとマイナス2.98になるかと思っておりますが、6年間で人事院勧告率はマイナス勧告で、2.98となっております。定期昇給率はプラス11.27となりまして、人勧勧告だけでは引き下げとなっておりますものの、6年間での実質の職員の給料は、6.21パーセント、引き上げとなっている事が見えて参ります。また、期末・勤勉手当の年間支給月数は、平成11年度では4.95月であったものが、人事院勧告通り実施してきておりまして、平成17年度では4.45月となります。過去6年間で、実質0.5月の年間支給率の引き下げが行われている結果が見えて参ります。これらの人勧率と支給月数の関係では、職員が過去6年間で、どれだけの年間給与の増減があったか、という事は率だけでございますので、分かりにくくございますから、実際のモデル職員の例をその下に例示させていただきます。

この例では、22歳の上級職採用職員の例でございますが、平成11年度の給料・調整手当と期末・勤勉手当の合計額、つまり年間給与額が平成11年度では320万4,487円となっておりますが、平成

17年度の年間見込み給与は330万7,619円となり、6年間で3.22パーセントの増収となる、という結果になっております。また、38歳の職員の例でも、同じく6年間で、3.22パーセントの増収となっている、という事が見えて参ります。このように、職員の給与は、人事院勧告だけを捕らえれば、マイナス勧告であります。定期昇給を加味いたしますと、年間給与は微増してきているという事でございます。

以上が、前回、ご要望のありました資料についての説明でございます。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは審議案件でございます、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

1ページ目でございます。この改正は、冒頭に申し上げましたように、平成18年度の人事院勧告は、一つは平成17年12月から改正されます部分。もう一つは、平成18年、来年4月1日から改正されます部分と2つの勧告がございました。臨時議会に上程させていただきます議案につきましては、今言いました一つ目の平成17年12月1日から改正されます部分を今回、上程させていただくものでございます。お手元の資料No4の7ページに付けております要旨をご覧くださいと存じます。まずは、改正にかかります要旨を朗読させていただきます。

（ 要旨の朗読説明 ）

総務課長 以上が要旨で、今回の人事院勧告によります改正の要旨でございます。平成17年12月1日から施行します給料表の改訂と扶養手当及び勤勉手当の支給率の改正、すなわち平成17年度の給与改定を実施する部分の改正でございます。

資料の5ページ・6ページは、条例の改正部分の新旧対照表をつけさせていただいておりますが、説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、この条例を施行するにあたりましては、人事院は、本年4月時点における民間企業との給与の比較をして、均衡を図ることとしていますことから、本年4月からの官民格差相当分を解消させる観点から、4月に遡り、調整することが情勢適応の原則に望ましく、平成17年4月1日現在の給料等の額に100分の0.36を乗じた額に8ヶ月、すなわち本年の4月から11月までの8ヶ月分をを掛けた金額と、本年6月に支給されました期末・勤勉手当に100分の0.36を乗じた額の合計額を、12月の期末手当から減額調整する内容の特例措置を行う事としております。このことにつきましては、先ほど、要旨の中の4番目で申し上げました項でございます。そのため、12月期の期末手当で調整を、という特例措置行いますためには、期末手当の支給基準日が12月1日であることから、当町の給与条例の改正を12月1日までに going forward する必要があり、また、勤勉手当の支給率につきましても、先ほどの特別職の期末手当と同様、12月1日が基準日となります事から、この支給率を12月1日までに改正を行う必要があることから、11月29日の臨時議会におきまして、この条例の改正議案のご審議を賜り、ご採決を賜りたく、何とぞよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、県内の各市町村におきましても、この一般職の給与条例におきましても、先ほど申し上げましたように、臨時議会の開催、あるいは12月議会の初日を早めるなどの措置を講じられていると、県の方からも聞いているところであります。また、県下の給与条例の改正状況等についてでございますけれども、県をはじめ、近隣市町村の動向は、国家公務員の給与改定法案に準じた改正を予定されている市町村がほとんどでございます。当町におきましても、同様の改定とさせていただきますが、何とぞよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、職員労働組合との協議につきましてでございますが、去る11月14日に交渉を行いました。組合側は、今回の給与を引き下げる内容の改正について、給与条例施行後の減額については理解をするが、

12月期の期末手当において、平成17年4月から11月分までの8ヶ月分の引き下げにかかる給与相当分、また期末手当、6月の期末勤勉手当の相当分について、12月時点において、遡及の調整を行うということは容認できないという事でございました。しかし、近隣市町村の給与改定状況を見るなかで、ほとんどの市町村が、当町と同じ内容で給与条例の改正を行います中、12月の期末手当で民間企業との実質的な均衡を図るための調整も行うことといたしており、組合側も、県や近隣市町村の給与改定状況は把握していただいていること。また、「自治労の統一要求でもあり、一般職の給与条例改正については容認できない」ということではありますが、この条例が施行されても、斑鳩町の職員組合としましては、抗議行動の予定はしていないということも聞いておりますことから、当町といたしましては、近隣市町村の職員の給与等の均衡や、民意の動向等を考えますなかで、この条例改正案を11月中にご審議いただきたく、今回、臨時議会の開催をお願い申し上げまして、議会に上程させていただく予定であります。何とぞ、よろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

また、今回の給与条例改正に係る補正予算であります。人事院勧告の通り実施するといたしますと、一般会計ベースであります。給料で81万1千円の減額、扶養手当で、12万8千円の減額、一般職の期末手当で較差の調整をしますため300万4千円の減額、勤勉手当で339万2千円の増額、議会議員、三役の特別職をあわせました期末手当は、46万3千円の増額、その他4万9千円の減額となり、その他と言いますのは、調整手当、管理職手当の跳ね返り分でございますが、4万9千円の減額となり、人事院勧告の平成17年度分の合計は約13万7千円の減額となります。つまり、総額ではマイナスとなりますことから、現計予算の執行に影響を及ぼさないことから、今回の給与条例改正にかかります補正予算は、単独では行わないこととし、例年、12月の定例議会におきまして、人件費の補正予算をお願いいたします時に、合わせましてこの人事異動による補正と人勧併せまして、今回の給与条例改正分にかかります補正をお願いをしま

りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、12月定例会での一般会計におけます人件費関係の補正予算につきましては、現在のところ、職員の退職等がございます。また、育児休業者の給与の減額等もございまして、約3,000万円の減額となる見込みであります。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上が、この審議にかかります改正、予定議案の説明でございます。

続きまして、人勸の二つ目の骨子であります給与構造の改革関係のご説明もさせていただきたいと思っております。先ほども申しましたように、平成17年度の人事院勧告の勧告の骨子といたしまして、一つに、平成17年12月から実施されます給与改定。二つに、平成18年4月から実施されます給与構造の抜本的な改革がありました。平成18年4月1日から改正されます給与構造の抜本的な改革についての関係は、この給与条例の改正の関係の議案、3月に上程をお願いしたいと考えております。お手元の資料は、前回、9月の総務委員会で概要を付けさせていただきましたので、今回は付けておりませんので、予めご了承をいただきたいと思います。

この平成18年4月から制度化されます給与構造の改革の内容につきましては、9月16日の総務委員会で、概要を説明させていただきましたけれども、当町に関係します部分の改革といたしましては、俸給表の全面改訂、俸給水準の平均4.8パーセントから7パーセントの引き下げ、調整手当を廃止し地域手当、国では18パーセントから3パーセントの支給、当町は3パーセントの支給とされておりますが、それと、勤務実績への給与の反映となっております。このことから、当町におきましては、一つには、国に準じた給与の改定を行ってまいりました経緯があることから、また、二つには、過日、斑鳩町財政健全化検討住民会議の中間報告のご提言も尊重いたしまして、来年4月から人事院勧告に準じた職員給与の引き下げを行う方針であります。

この給与引き下げにかかります事務的、具体的な内容は、去る11月7日に国家公務員の給与改正法案が公布されたところであり、11

月9日には、県主催の新しい給与制度の説明会もあったところであります。国家公務員の給与改正法案で、平成18年4月から適用する新たな俸給表や、その切替要領、地域手当の支給地域及び支給割合など、概ね、給与構造改革の基本的な法律の骨格が、その11月7日の公布で示されたところでありますが、今現在、級別職務分類表をはじめ、最高号給を超える場合の職員の切替方法や昇格の方法。また、級別資格基準等、人事院規則に委ねております細部の規則が、国からまだ公布はされておらず、また示されておらず、給与構造の改革にかかります当町の給与条例改正に向けての整理にはもう少し時間を要しますことから、職員労働組合ともその部分については、まだ協議を得ておらず、そのため、11月の臨時議会、引き続く12月の定例会にはこの給与条例改正議案の上程はしがたい見込みであり、3月議会の定例会におきまして、新年度予算にも反映させた形で、この給与条例改正議案を上程をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、3月議会上程までの間には、総務常任委員会にあらかじめご相談も申し上げていきたいとも考えておりますので、重ねましてよろしくお願いを申し上げます。

また、最後でございますが、人件費の関りの中で、去る10月7日に、斑鳩町財政健全化検討住民会議から中間報告書が提出され、そのなかで、平成18年度から取り組むべき人件費の削減等につきましての提言がございましたが、後ほど、各課報告事項の中で、この中間報告の内容につきまして、担当課から説明がありますので、その際に人件費の削減等の提言に対します町の考え方や、平成18年度から取り組む人件費の削減等につきましては、その場でご説明をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たします。

木澤委員 すいません、先ほど。一般職の職員の給与に関する事ですけども、課長の方から今、組合とも話をさせていただいて、組合の方としては遡っての遡及は理解できないという事を回答してると、いう事ですけども、私達もこれまで不利益は遡及してはいけないという原則に従って、この人勧についても、給与改定をしていっていきべきだという立場でずっと言ってきた経緯がありますけれども、例えば、斑鳩町だけそういう事をしてしまうと、国の方からペナルティーがあるとか、そういう事はあるんでしょうか。

総務課長 直ちにペナルティーがあるというところまではいきませんが、国の方で後日、なぜそのように徴収をしなかったのか、という理由付けとまた、その調整をするような指導が入ると考えております。

木澤委員 先ほど組合としても抗議行動等を行わないという意思是示しておられるから、町の方としても今回はこの形でいかせてもらう、と風にちょっと聞こえたんですけども、やはり組合の方としても意見をしっかりと出していただいております、職員さんのやる気等にも今後かかってくるでしょうし、やはり原則的に不利益は遡及しないという態度は貫いていただきたい、近隣の町村でこういった形で4月に遡って遡及をされている状況があるけれども、斑鳩町としてはやはり組合の方ともしっかり交渉して、そういう回答をいただいているんですから、斑鳩町独自でそういう体制をとっていただくことも、しっかりと検討して頂きたい。また、私の方としてもこの3番目に関しては、やはり不利益を遡及している原則を無視したやり方であるという事から、了承できないという事を意見として言わせて頂きたいと思います。

委員長 他にございませんか。松田委員。



松田委員

いくつかの点を申し上げたいんですけど、まず、前回の委員会でお願いをしまして、出してくれたんですけどね、斑鳩町における最近の人事院勧告の実施状況及びモデル例。ここで一番大事な関係が分析をされていないというふうに思います。それは調整手当の関係なんです。調整手当というのは、現在、地方公務員の関係、特に、斑鳩町などに該当する、例えば準拠したとしても、該当する項目がないにも関わらず、ずっとこの調整手当を支給してきた。それが給料の中に含まれて、定期昇給だけを問題にしたような関係で言われているんですけども、このところに非常に大きな誤りがある。だから、人事院勧告に準拠するというふうに言いながら、都合のいい面は準拠しているが、都合の悪い面については準拠していないと。しかし、それを黙っていると。しかもそれは奈良県下各町村が歩調を合わせている。だからいいんやと言わんばかりの説明をしているということは、特徴だと思うんです。だからそのことを念頭に、きっちり置かなければならんというふうに思うんです。

それから、人事院勧告に準拠して行なうという考え方。このこともまだそうかも分かりません。人事院勧告に準拠しながらというのは、国家公務員に準じて地方公務員たる町職員の給与についても、それに準拠しますということなんですよね。地方公務員たる、斑鳩町職員に準拠して特別職の期末手当等についても取扱いますと、こういう形になってきているのが、この関係の筋道だと思うんです。ところが、説明をしようとしている関係というのは、逆にしているから、全然説明が合っていない。我々が給与やここに出ているもので、一番先に審議しようとしている関係についても、一般職員に準拠した形で、俸給は別ですけども、手当の関係については準拠した形でとろうと、いうことを先にやっているわけなんですよね。だから、説明の仕方としては逆。それを、いかにも特別職の先に持ってきて、言うてるというところに、僕は人事院勧告に準拠といいながらも、根拠にあるべきものを徐々に解きほぐして行って、そしてこの事についてやりますよという関係について、我々の関係はもっとも、地方公務員に準拠している。

町職員に準拠して行なわれているという性格のものであると私は思うんです。だから、奈良県で冒頭にも書いてますように、この事はこれでいいんです。これでいいんだけど、この事をやるから、それと余り差をつけないようにしようやというのが考え方になってこないといかんというふうに思うんです。その辺が非常に町側としては、提案をしている側としては、認識を一体どう持っているのかなと、従わざるを得ないような言い方をしている。そして、場合によっては国の基準に従っているんや、従っているんやと言いながら、国の基準と以外の関係を平然として、今日まで行なってきたという事例がある。それから、県下の情勢はということで述べてます。県下の情勢にしても、それは人事院勧告は無視した状態でやっていると、その事で踏襲しているんやということで、皆、合意性を持とうとしている。という言い方については、私は、極めて理論として矛盾しているんじゃないかというふうに思うんです。だから、あくまでも公務員に準拠していくんなら、準拠していくということで、全てが準拠していたらいいんですけど、都合の良いところだけ準拠して、都合の悪いところは準拠していない。そして、県下の情勢とか、何とかということで理由を付けている。いうことについては、納得しにくい問題があるというふうに思うんです。

特に、そういった意味から職員の関係については、いろいろ問題があるんですけど、準拠するなら準拠するという形で、すっきりしたものにしていく必要があるだろうということで、ここで俸給表の改定なども色々いってますから、それはそれなりに、ここの関係について、調整手当の扱い方の関係が非常に大きな問題になってきているし、なってきたらと今度は、別の名前を変えて復活させようとしている。また、それらの便乗しようとする動きが、かなり市町村の中にあるということが、ひとつなんですね。

しかし、それを余り重大視しないで、さらに人員削減なり、人件費の関係について、あるいは財政の抑制という立場から、あれしよう、これしようと言っているということで、非常に矛盾する考え方を示していると思うんですよ。そういう事を指摘せざるを得ないというふう

に思うんです。しかも、給与の改定について、人事院勧告に準拠する  
ならしていいです。この関係について、この取り扱いをやむを得ない  
と、しかも臨時会を開いて、期日間に合うようにしなきゃならんとい  
うことについての疑義があったんですけど、そうせざるを得ないとい  
うんですから、それだったらそれなりに筋を通してもらいたいと思う  
んですけど、言われていますように、特別職の職員で常勤のもの、あ  
るいは、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償の関係ですね、  
この関係については、殊更に職員に準拠するというだけでなく、  
あるいは公務員に準拠するというだけでなくいいのではないかと、  
というように私は思うんです。このことについて、各市町村の連携し  
て云々ということも見る必要もない。そこは我々独自の判断でいいわ  
けや。しかし、そこに今度は、僅かであっても上げるという関係の条  
例改正になってきているということですね。僕は、住民検討会議でも、  
あるいは9月議会でも、町長自らも言ってますように、町の3役につ  
いても既に1割の関係、あるいは7%の関係について、賃金カットし  
ていると。しかし、それはあっても、更に住民検討会議は上回ってカ  
ットしなさいと言っている。我々の側については、検討していますけ  
ども、住民検討会議はカットしなさいと言っている。にも関わらず、  
ここで上げるんです。しかも、それだけを準拠していくんやというよ  
うな関係というものは、本当に住民に理解されるのだろうか。僕は、  
下げるべきものは下げるといふんなら、そこをどうするかとい  
う結論をはっきり出して、それと相俟って、この問題の処置などを  
考えていくということの方が、住民の理解を得るし、住民の協力を求  
めることが出来るし、しかも、我々の一定の給与の節減ということに  
も、住民の理解を得ることができるんじゃないか、こういうふうに思  
うんです。そういう意味からいきますと、職員の関係について人事院  
勧告を尊重するという立場からやむを得ない措置であって、臨時会ま  
でを開いてやらなきゃならんということで、判断をしたんなら、判断  
をしたとしてですね、なぜ、特別職の期末手当などの引上げについて  
準拠しなければならんのか。一方で、下げよ、下げよと言っているし、

こんなことの引き上げぐらいでは止まらんぐらい、うんと下げろと言っているんですね。そういう状況などを認識した時に、こういう案件を臨時会まで開いて、本当に引き上げをするということを、我々が決めることが、賢いやり方なんかどうか、ということについては、私も些か疑問を持つんですよ。そういう事について、一体どうお考えになっているのか、ということについてお聞きをしたいんですよ。こういう案を出そうということについてね。僕はむしろ、更に検討を深めてね、非常勤特別職の職員、皆さんの関係をどうするのか、報酬。あるいは現状、下げているんですから、そのままいくのか、どうかという、そういう一定の結論を出す。あるいは、我々非常勤の特別職の関係についても、報酬についてどうあるべきかということについて、一定の結論を出す。それらを、合いにらみ合わせて、合いみまって、どう取扱っていくかということを検討するのが、住民にとって一番分かり易いのであるし、理解を求めやすい状況ではないのかなというように、私は思うんです。その辺のところについて、一体どうお考えになっているのか。厳しい、厳しいといいながら、本当に厳しいという関係が具体的な実行為において、ちょっとも出てこんど、そういう扱いでいいんだろうか、どうだろうか。住民検討会議で何をしているんやということにもなりかねませんよね。一般の、または議員は一体何を考えているやということになりかねませんよね。そういう事などを考えて、今回こういうふうにして提起をすることについて、一体いかなものか、というように私は思うんです。色々口先では厳しいんだとか、へちまとか言いながら、そうでもないような扱い方というものが、依然として出てくる。みんなで渡れば怖くない式の考え方というものがあるようでありますけども、それはあくまでも今後されてくるし、あるいは3月議会で議論になることなんだろうと思いますから、今あえてここで言いませんけども、そんな内容を含んでいるんじゃないですか、これは。町の見解を示してほしいんです。なぜこういう事になってくるのか。

総務課長

まず、調整手当でございます。確かに委員もおっしゃいますように、調整手当につきましては、今日まで国の、斑鳩町におきましても不支給地域という事で、国に準じてきておりませんでした。また、そういった問題につきましては、その関係につきましては、あまり言ってこなかったようにも思います。しかし、奈良県、先ほど申しました、奈良県下の町村会、昭和50年代に大阪近郊の、奈良県におきましては大阪近郊の地域であるという事で、物価調整をしようという事で、公務員の士気にもかかります事から、調整手当を一律3パーセント付ける経緯があったわけです。この件につきましては、本年の春に調整手当はおかしいのではないか、というご指摘によりまして廃止をしようという事で検討に入ったわけでございます。これにつきましては、そういう位置付けという事で、財政を考えます中でまず調整手当は廃止すべきであるという考えに立ったのは事実でございます。

次に、人勧準拠でございますけれども、この人勧準拠にかかります特別職の引上げでございます。これにつきましても、今現在、三役の特別職につきましては、報酬をカットして支給をしている状況でございます。その関係もあり、国に準じることは現在やむを得ない事であると。期末手当の引上げについてはやむを得ないという風に考えたわけでございます。また、さらには、今年9月28日に閣議決定を、この人勧実施のための、公務員の給与についての閣議決定をされたわけでございますけれども、その中でも特別職の給与改定につきましては、一般職の職員の給与改定に準じて実施するように、という通達も出たところでございます。そういった二つの考え方から、今回、特別職の期末手当の引上げという事に踏み切ったわけでございます。以上でございます。

松田委員

調整手当の問題は、今出てきてる問題ではないから、一つの方針は出てるんですから、それをそのまま受け止めていかどうかという関係は、後の名簿改定、新たに人事院勧告出ましたからね、地域手当という関係で。しかもそれが問題視した関係と同じ格好で同じ利率の

関係で出てきていくところに、一つの野暮さがあるという風に。目を騙しておきたいなと思ったんですけども、そこへもってきてですね、検討会議をね、中間報告で出してる関係でね、言ったら災いするような関係になってきているから、私は一体どうなるのかなど。そしたら、結局名前変えてだけになってきている。いちいちごまかしているような関係に受け取られたら困るわけ。というような事から、この事について、3月までに、どう、議会で検討させてその扱いをどうするのか、という事について、検討されるという事なら、それでいいと思うんです。だから、あとの問題ですね、あとの問題でこの準拠の関係で報酬の関係ね。手当てで僅かでも上げておいて、そして一方で報酬も下げよと言ってるのに、これだけ上げんねや、今度。それも臨時会まで開いてやんねやと、という感情というのは、僕はどうしてもあると思うんですよ。だから、事務担当者としては一つ上げたら同じ事やから、同じような考え方に立つんかも知れません。人事院勧告というものを尊重するというなら、全部尊重してくれたらいい。尊重するのと尊重しないのとがあるわけでしょ。調整手当の関係というのは、20何年間、これ、そのままきたんでしょ、上乘せしてきたんでしょ、不始末ですよ、これは、明らかに。来年度以降から地域手当として消去しようという事であれば、これは言えません。これは、公務員、準拠する限りですよ。ただし、準拠することがいいのかどうか、という事になると、また議論のあるところですよ。斑鳩町で国家公務員で、あるいは地域手当で3割支給しなければならない該当というものがあるのか、と言うと、なくなってくると、いう事から見るとね、ないんですよ。そうすると今度はどういう事になってくるんかという、今までの調整手当のように皆で渡れば恐くない式の関係で審議はずっと見ていると。そしてそれに便乗せい、という事になってくる。という形というのは、目に見えているという風に僕は思うんです。だから、そういう事から、十分警戒しなければならんと思うんですけども、あと、俸給もここで変わってしまうんですから、あとは、段階的な関係もとれるのかどうなのか、検討しなければなりませんし、これは、3月議会の問題で

すから、今ここであえて言わんでもいいという風に思う。ただ、特別職の関係は、僕は意外にこれは事務担当者としてはそういう風に扱う方がすっきりするのか分かりませんが、本当にそういう事について我々が、今、経費の節減を訴える、できるだけ議会と協力を求めていこうとしている状況の中で、町民の目線から見て、本当にそれが適切な方法なのかどうなのか、という事から見ると、私は色々疑問に思う。だから、その事について、町三役の皆さんはどうですか、この事は適切な処置だという風に思いますか。

助 役 係の方から説明していますように、人事院勧告に準拠したということで、期末手当の0.05月分の引き上げをすることはやむを得ないと、このように思っておりますが、特別職の給与カットにつきましては、当然、住民検討会議の中でも報告されてますし、カットしていかなければならない。4月からそのカットに向けて、進んでまいりたいと、このように思っております。したがって、住民検討会議の中での意見を尊重しながら、今まで、町長では10%カットしておられるのを15%、助役は7%を10%、収入役、教育長では5%から7%という形で更にカットを上乗せしてまいりたいと、このように思っております。したがって、当然、財政の厳しい中ではございますけれども、期末手当の人事院勧告に伴う上乗せ、これはやむを得ないと考えておる訳でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

松田委員 今回、特別職の関係の期末手当の関係を上げると、やむを得ない措置やというふうに考えているんですか。撤回する気ないですか。撤回というよりも提案を見合すという考えを持ちませんか。どうして持たないんですか。

助 役 やはり、国の準拠に従って、対応していかなければならないという事でございますから、提案させていただいたものを取り下げるという事は、私としても、いたしかねないと思っています。

松田委員 僕はそれは理屈にならんとするんですよ。何も国の方針という関係でない訳でしょ、これは。特別職の関係については、あくまでも特別職でしょ。だから、当然、国家公務員の関係、地方公務員が準じたとして、地方公務員の関係に準じて云々という格好に必ずしもしなければならんということでもないでしょ。さらに、今度は下げよとまで言われているんですよ。その時に上げるという関係について、なぜ問題ないんですか。こんな関係が正しいというふうに思いますか。

町 長 松田委員のおっしゃるように、確かに主旨はよく分かるんです。これも閣議の決定をされておりますし、準拠すると言うよりも、県もそういう方向で、また市町村もそういう方向で進んでおります。いずれにいたしましても、厳しい財政事情でございますけれども、やはり、そういう点については、我々としては今助役が申し上げたように、そういう事で進めてまいりたいという事でございますし、確かに給与カットしていく、あるいは下げていくという事は、当然、これからの、財政検討委員会でも出てますように、これからの今後の大きな問題でございますから、そういう事も踏まえながら、十二分にやっぱりっそういう精査をし、この関係は、準拠すると言うよりも、閣議決定をされた中で、我々としてはできるだけ、課内とも調整しながら見送るという事も考えたんですが、やっぱり一応、例年、ここだけは上げていこうという事で、ご無理を願っておるわけでございます。そういう事だけの気持ち、松田委員のおっしゃっていただく事はよく分かりますけれども、我々としてはそういう事で、今、助役も申し上げたように、そういう調整をしたわけですがけれども、最終的にご無理を願って、臨時議会を開いていただいてという事でございますので、よろしく願いします。

委員長 暫時休憩いたします。



(午前10時30分 休憩)

(午前10時32分 再開)

委員長 再開いたします。  
他にご意見ございませんか。

松田委員 僕は提案する事については、この関係については少なくとも見合わせるべきだと、提案を、今回は。どうしても必要ならば、職員の関係、どうしてもやらないかん、三役の関係とかあってできないというなら、その分だけにして、特別職の関係については、後の減給措置その他の関係とにらみ合せた上で、3月議会で改めて対応するという事にする方が、僕は賢明だという風に思いますので、今回の臨時議会で提案される事については、賛成致しかねると申し上げておきます。

委員長 他にご意見ございませんか。  
ないようですので、以上で、臨時議会に付議が予定されている案件について、あらかじめ説明を受けたということで終わります。  
ここで、10時45分まで休憩いたします。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時46分 再開)

委員長 再開いたします。  
次に、12月定例会の付議予定議案について説明を求めると致します。  
①斑鳩町文化振興センター条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政課長 それでは、12月町議会定例会に付議予定とします、斑鳩町文化振興センター条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げ

ます。

今回改正をいたしますのは、文化振興センターにつきまして、これまで管理委託制度の適用を行ってまいりましたが、地方自治法の改正に伴い、これに替わり指定管理者制度に改められたことに伴う改正でございます。この斑鳩町文化振興センター条例の一部を改正する条例（案）についてご説明させていただきます前に、この指定管理者制度について、まず、ご説明させていただきたいと思えます。資料の5-2をご覧くださいと思います。指定管理者制度の概要と書かれた資料でございます。平成15年6月13日に地方自治法が改正をされ、公の施設の管理について大きく変わっております。この指定管理者制度の導入目的でございますが、3行目でございますように、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間企業やその他の団体等のノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とするもの」、これは総務省通知でございますけれども、こういうことを目的として法改正がされたものでございます。したがって、今後は、公の施設の管理につきましては、この指定管理者制度を適用していくのか、あるいは直営でいくのかという選択をしていくことになって参ります。

それでは次に、従来の管理委託制度と指定管理者制度の違いについてご説明させていただきます。恐れ入りますが、この資料の5ページ、地方自治法の新旧対照表でございますけれども、それについてもお聞きをいただきたいと思います。まず、公の施設の管理委託をする場合の受託主体でございますけれども、5ページ下段の第244条の2の第3項の傍線部をご覧くださいと思います。従来の管理委託制度は、「その管理を普通地方公共団体が出資をしている法人で政令で定めるもの、又は、公共団体若しくは公共的団体に委託」という風にされておりましたが、指定管理者制度は、上段の第244条の2の第3項の傍線部でございますように、「法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの、これを指定管理者と言いますが、それに当該公の施設の管理を行わせること」ができるようになったものでござ

います。1 ページに戻りますけれども、このようにこれまで、公の施設の管理を委託する場合には、受託主体が公共的団体等にのみ限定をされていたところでございますが、今回の法改正により、受託主体について制限が大きく緩和されまして、民間企業やその他の団体等、つまり団体であれば受託することができるように改められております。

2 ページをお開きください。ここに従来の管理受託制度と指定管理者制度の比較を表にまとめております。受託主体につきましては、先ほど申し上げましたように、指定管理者制度では団体等になっております。法人格については必ずしも必要でございません。ただし、個人につきましてはできないという事になっております。この、それぞれの法的性格につきましては、まず管理委託制度では、条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務又は業務の執行の委託、すなわち公法上の契約関係にございましたが、指定管理者制度では、指定により公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するという管理代行制度に改められております。これは、具体的にどういうことになるかと申し上げますと、次の公の施設の管理権限に違いが出てまいります。管理委託制度では管理権限は町が有しておりましたけれども、指定管理者制度では、指定管理者に管理権限を委任いたしますので、管理権限は指定管理者が有するという事になります。従いまして、次の①にございますように、従来ではできなかった施設の使用許可につきましては、指定管理者が行うことができるようになっております。ただし、一番下の欄外のなお書きにございますように、指定管理者制度になりましても、公物警察権の行使や使用料の強制徴収などにつきましては、公権力の行使、あるいは行政処分にあたるものもございまして、これらについては、町以外は行えないという事とされております。次に、下から2行目の利用料金制でございますけれども、これは従来と同じく採ることができるようになっております。この利用料金制と申しますのは、当該公の施設の利用に係る料金を言いまして、当該管理受託者、当該指定管理者の収入として収受させるものでございます。次に、これまで管理委託制度では、管理委託の契約をするにあ

たり議会の議決は不要とされておりましたけれども、指定管理者制度におきましては、管理者の指定にあたり議会の議決が必要とされておるところでございます。

続きまして、3ページをご覧頂きたいと思います。経過措置でございます。現に管理委託制度を適用している公の施設につきましては、法施行日から3年間の経過措置がとられております。したがって、平成18年9月1日までに指定管理者制度を適用するのか、直営するかという選択しなければならないことになっておるところでございます。当町で既に管理委託制度を適用しておりますのは、文化振興センター、斑鳩の里観光案内所、観光自動車駐車場の3施設でございますが、いずれの施設につきましても、指定管理者制度を適用することとし、この12月議会に条例改正をお願いするものでございます。

次に、指定管理者制度を適用することとした場合において、条例に盛り込むべき内容でございますが、①から⑤の事項について定めることが必要になってまいります。まず、地方自治法第244条の2第3項関係につきましては、①にございますように、当該公の施設を指定管理者が管理運営できる旨の規定が必要になってまいります。そして更に、第4項関係といたしまして、②指定管理者の指定手続きについて、申請方法、選定基準、事業計画の提出などと、③休館日、開館時間、使用制限の要件などの管理の基準、④施設・設備の維持管理、個別の使用許可などの業務の範囲、⑤利用料金制の適用の有無について規定する必要がございます。12月議会に付議予定をしております文化振興センター条例の一部を改正する条例は、これらの事項について整備をするものでございます。

次に、先ほども申し上げましたように、指定管理者の指定にあたりましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないと定められ、その指定は、期間を定めて行うものとなっております。文化振興センターの指定管理者の指定につきましては、12月議会におきまして条例改正について、ご議決をいただきますれば、3月議会において、改めて指定管理者の指定について

の提案申し上げる予定をしておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。なお、現在、既に管理委託制度を適用しております文化振興センター等の3施設につきましては、当該施設の管理により蓄積されました貴重な経営資源、それらを有効に活用するため、原則として、管理運営を委託している団体を優先していきたいと考えておるところでございます。以上、簡単ではございますが、指定管理者制度のご説明とさせていただきます。なお、他の公共施設の指定管理者制度の導入及び手続きにつきましては、後ほど、各課報告事項の財政健全化検討住民会議のご報告のところでご説明申し上げたいと存じます。

それでは、斑鳩町文化振興センター条例の一部をいただきたいと思っております。

まず、改正の要旨でございますが、9ページをお開きいただきたいと思っております。平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について、従来の管理委託制度に替わり指定管理者制度が導入されております。斑鳩町文化振興センターにおいても、指定管理者制度を導入することとし、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるために、条例の一部を改正するものであります。これは、先ほどから申し上げてるとおりでございます。

5ページをご覧いただきたいと思っております。新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第2条の2でございますけれども、管理の基準といたしまして、開館時間及び休館日の規定を定めております。これまで、規則の定めしかございませんでしたので、ここに定めるものでございます。開館時間及び休館日につきましては、従来どおりとし、変更はございません。

次に、第2条の3としまして、ここに指定管理者制度を適用し、いかるがホールの管理を指定管理者に行わせることができる旨の規定を定めておるところでございます。

次に、第2条の4に指定管理者の業務の範囲について規定をしており、指定管理者が行う業務は、いかるがホールの使用の許可に関する

業務、いかるがホールの施設及び設備の維持管理に関する業務及びその他町長が必要と認める業務という風にしておるところでございます。

次に、第2条の5といたしまして、指定管理者の指定の手続きについて定めております。第1項では、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画に関する書類等を添えて町長に申請することになります。第2項では、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定を行う旨の規定をしております。ただし、次の1号から4号までのすべてに該当することが必要となります。まず、事業計画による施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。そして、いかるがホールの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであることが必要条件でございます。

次に、第3項で、指定管理者の指定又は取り消しした場合の告示手続きについて定めております。6ページをお開きください。第4項では、指定の期間満了後においても、現指定管理者がいかるがホールの設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるときには、再度指定管理者の候補として選定することができる旨を定めております。

次に、第2条の6では、指定管理者が行う管理の基準といたしまして、管理権限を指定管理者の名において行うことを定めております。第2項には、個人情報保護のための規定を設けております。

次に、第2条の7には、毎年度、指定管理者は、事業報告書の作成をし町長に提出する旨の規定でございます。

7ページをお開きください。第9条には、利用料金制の適用について定めており、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者はあらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとし、この利用料金につきましては、指定管理者の収入とする旨を定めております。利用料金の額につきましては、従来と変更はございません。

他の条文につきましては、指定管理者制度の適用にともない、必要

な文言の整理をさせていただくものでございます。

以上、斑鳩町文化振興センター条例の一部を改正する条例（案）のご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 指定管理者制度運用方針のところの、この中に、指定管理者選定等、審査委員会を設置するというように書いているんですけども、各部局ごとにこれを設置するという風になっているんですけども、その体制がどういう風な体制なのか教えていただきたいと思います。

企画財政課長 これは、後ほどご説明しようと思っておったところでございますけれども、審査委員会につきましては、いわゆるその施設の所管をいたします担当部局の部課長、そして管財を所管いたします総務部長と私、企画財政課長、そして助役を長とする構成になっております。

木澤委員 あとですね、この平成17年8月に公の施設のチェックリストを見てそれを決めるとなっているんですけども、これ、ちょっと私知らなかったんですけども、こういうチェックリストというものが実際にあって、それに基づいてやっておられると理解していいんですか。

企画財政課長 チェックリストと言いますのは、いわゆる公の施設の実態調査を我々がしています。それに基づきまして、審査をしていくという事を考えています。

委員長 他にございませんか。

松田委員 文化振興センターをこの管理者制度にする事によって、何がよくなるんですか。何が期待できるのか。僕は審議させてもらってもいるし、

初めからしてるんですけれども、何がどう変わっていくのかな。何が今やったら不足してるのかな、その辺ちょっと教えてもらえますか。何ができてへんのか、という事。

企画財政課長 この文化振興センターにつきましては、従来から管理委託制度という形でやっておったわけでございまして、このまま引き続き財団がするという事になれば、実態的には変わりはありません。ただ、いわゆる、これをですね、管理委託制度を従来行っておりますものでございますので、経過措置の3年間を過ぎれば、いわゆる直営に戻すかあるいはこの指定管理者制度に移行するかのどちらかを選択しなければならない、という事で管理委託制に適用するという事を決定させてもらったわけでございます。

松田委員 特に、色々制度が変わると言ってるけれども、ここで言うように、経費の節減や住民サービスの向上ができるという、それを図るためにするんなら、今、その事で消化になっているんだろうか、何が問題なんやろ、今。どういう風に、管理者制度にする事によって、どういう風にしていったらいいねんやろと。参事も今日、みえてるけど、どう思います、これ。何が今問題になって、その解消のためにはこれをやる事によって、何がよくなってくるんだというようにお考えですか。

企画財政課参事 この、指定管理者制度につきましては、当然公の施設の方針というんですか、運営につきましては、より柔軟的かつ運営体制についての経営理念というんですか、採算が取れる事業、各運営、そして最大限施設を活かしていくという、今日まで取り組んできました管理受託制度につきましては、町の指揮、監督権というんですか、一応委託契約に基づく契約の範囲での行動でありましたが、この指定管理者制度がより管理代行ができる。財団に権限がかなり委譲されてくるところが、財団にかかりました企業理念というんですか、サービスの低下を招く事無く、柔軟な使用、原理を取り入れた活動で、より柔軟的機動的体



制を持って事業展開に取り組んでいかなければならないという事で、法の精神に基づく管理者制度の、より行政から離れた感覚で、よりサービスの低下をさせない。そして、経営理念に基づいた運営に徹していかなければならないと思っております。

松田委員　　口で言ってはるけど、結局、僕はね、経営という関係、これは造った時からどうせ黒字にはできへんわ、と言ってたんやけどね。経営の面。事業をやるとしたら、直轄といったことの関係になるわけで、どれをどう変えていったら、景気いい事になるんやろ。それなりの努力をして、この管理者制度にする事によって、一体どう変わるのかな。今も言われていますように、柔軟性を持たすと言うけど、柔軟性はどこで、何が柔軟性を持たすことになんねやろ、という関係とかね。特にあんまり関係ないんかも分らんけど、結局は、うちの方だったら複合施設ですよ。一方でどないもならんと、あかんとなってる関係やからね、図書館の関係。そうすると、こっちの分だけ見ないかなあかんけど、建物が複合施設、という関係について、どう整合と調整をしながら進むべきか、という事も課題にはなるんだらうと思うけどね、そして今のような分類をしながら予算を組んでる関係が、予算のあり方そのものについてもメスを入れる必要が出てくるんと違うかな。本当に、今図書館でもってますけど、それでいいのかどうか。あるいは余計なもの、余計なものと言ったら悪いけど、図書館が本来持つべきものをホールでみているような事がないんかどうか、というような関係になってきたら、どういうところで調節する事になるのかな、これ。

助　　役　　これは、公の施設を今度、地方自治法244条の2第3項が改正されてですね、これまでこういう制度はなく、株式会社等の営利企業に公の施設を管理させることはできなかった。法改正により公の施設についても営利を目的とする者に、その門戸を開くというような事になったわけでございます。松田委員ご指摘のように、メリットも期待できる場合もあるんですが、町民から安かろう、悪かろう、というよう

な苦情も生じてくる事があると思いますが、そういう事も含め、十分やはりこれを導入するには、いかるがホールの管理内容を精査しながら、また指定管理者制度の指定管理事業者に指定できるかどうか、これを十分検討していかなければならないと思います。法律はあくまでも指定管理者制度を選択するか、直営で管理するか、どちらかを選択せよという事になっておるわけでございます。町としては、今、文化振興財団に管理をしていただいているわけございまして、指定管理者として指定するという事も可能でございます。そういう部分も含めて、今、現在やっている事と何ら変わりはないというような結果が生まれてくるであろうと思いますが、ただ、この導入については十分やはり、メリットがあるかどうか、そして住民が今の町のいかるがホールを文化の振興の拠点として有意義に、また、適切に利用されているかどうか、十分検討しなければならぬと、このように思っているわけでございます。そういう事で、この条例を改正しても、一応文化振興財団が指定管理者として指定管理事業者に指定する事にし、門戸を開いていきたいと思っています。そしてそういう流れの中で、文化振興財団に管理をしていただくという流れになってくるの違うかなと、私は思うわけでございます。今いわれたようにどこが変わるといふのは、これからも検討していかなければならないと思います。ただ、色々他の町村聞いてまいりますと、この指定管理者を導入する事によって、非常にメリットがあった。ただし、経費の節減をはかれなかった。直営でしていた以上のお金が必要、それでも住民が喜んでいただけるならば結構や、と認識されてる町村もございます。いやいや、この間研修に行ったところでは、保育所は全て指定管理者に任せて、その中では約1千万円ほどの支出が助かっている、というような事も、聞いた事がございます。やはり十分やっぱりその施設そのものについて、施設管理面について、十分検討しなければ、簡単なものじゃないと、私は思いますので、今後も文化振興財団に管理をさせるにせよ、ご指摘のような、どれが不足してたのか、どういう事がまず今後プラスとして付けていくかという事をまず検討していかなければならないと思

います。

松田委員

僕は理事の一人としては、一体何が、どういう風に変えていったらいいのかなと。今のやり方で一体何が不足するのかな、あるいは事業をやった時の会場一杯に、できるだけ人集めをどういう風にしたらいいのかな、という関係なんですよね。考えられるのは。今まで理事会でも色々問題にしてるのは。しかも、ここの関係というのは、理事、ここで4人、参事といではるわけやから、そこらの人々が一体どういう考え方で、こういう指定管理者制度をやる事によって、公的になるのかどうか、口では言えるかも知らんけど、実際に具体的にどんな事考えてねや、と言ったらなかなか難しいと思うんですよ。形だけを格好つけて言ってるだけになってしまふんと違うかなと、という風に思ったりもしますんで、一体どうなんのかなと。何かいい方法があるんかいなと、あるいはこういう関係について、指定管理者にふさわしい、ここのとこにやってもらったら、うまい事行くで、というような関係のところ考えられるのかどうかという事。議論するかわりになるんやろうかなと、自主解釈思ったりしますしね。特効薬的なものないわけですよ、今。そうすると、こういうものを決めてもどうなるんかなという関係が出ますし、25日理事会開かれるんですが、こんな事議題にはなっていないやけどね。事業の関係、今度、議題になっているやけど。だから、できるだけ町の負担を少なくして、収入を増やしてという事はやっぱり胃を大きくしないといかん。そうかと言って文化の発信地としての役割を果たしているのか、というと必ずしもこの赤字というのは当たり前という事などなどから見ると、かなり疑問に思う。やってみないと分からんという事ですか。結果的には。

助 役

指定管理者制度を導入するか直営でやるかという事を、どちらか選択しなければならないという事でございますので、文化振興財団はやはり、今、委託管理制度を設けておりますから、これで許可を出して、今、直営と違いますから、当然、指定管理者制度に則って、進んでい

かなければならないということになるだろうと思います。

ただ、その指定管理者は先ほど申しましたように、当分の間は、文化振興財団に管理をさせるということになるだろうと。その中でやっぱり、我々も理事の一人でございますので、今の状態の中でどういう形で指定管理をする事によって、上乘せできるものは上乘せしていくというような議論をし、また、やはり文化の発祥の拠点としての管理でございますから、住民がわかるがホールを有意義な形で使って頂くことが、まず大切でございますので、そういう事を含めてやっぱりこれから色々議論していかなくてはならない。そして、その議論したことによって、指定管理者としての文化振興財団に指示する。また、議会、もちろん議会の議決が要りますので、その中も含めて指示していくという形になっていくと思います。ただ、今現在では松田委員のご指摘のように、何ら同じ事でございますから、やっぱり議論をして、管理内容を高めていかななくては、その議論するのは我々理事会であろうと思っておりますので、十分検討をしながら進めて参りたい。ただ、この条例については、そういう事でどちらか選択しなければならないという事でございますので、こういう条例を出させていただいたので、ご了承願いたいと思います。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、それでは次に、②斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。資料6といたしまして、この条例改正案を提出させていただいておりますので、そちらの方の3ページ、要旨をご覧頂きたいと思います。まず要旨の朗読をさせていただきます。

( 要旨の朗読 )

総務課長 これにつきましては、当町が設置する公の施設について、指定管理者制度が導入された場合、その管理を指定管理者に、この送り合わせた場合においても、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護について必要な措置を講じるよう義務付けるものでございまして、その条文を第3項として11条に付け加えるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 ございませんか。それでは、次に③斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。お手元の方に資料7として、その条例改正案を提出させて頂いておりますが、その3ページ、要旨をご覧頂きたいと存じます。まず、要旨の方を朗読させていただきます。

( 要旨の朗読 )

総務課長 新しく指定管理者制度が導入されますと、この制度を外部監査の対象としようとする内容の改正でございます。第2条第4項第5号中で文言を地方自治法の改正文言に合わせた改正を行っているものでございます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たします。

( 質疑なし )

委員長

ございませんか。

それでは次に、④平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは、12月議会に提案を予定しております、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げますが、その前に一般会計補正予算（第5号）について、ご報告をさせていただきます。一般会計補正予算第5号につきましては、衛生処理場のごみ収集車が収集の際に、民間駐車場のフェンスに収集車を接触させ、破損する事故がございました。この損害賠償につきまして、議会から委任をいただいております専決処分をさせていただいたところでございます。これにつきましては、臨時議会にご報告させていただくものでございます。

それでは、資料8をご覧くださいと思います。まず、歳入からご説明をさせていただきます。

表の一番下、計欄の右側をご覧くださいと思いますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,674万9千円を増額し、歳入歳出それぞれ88億3,302万4千円とするものでございます。その主な補正の内容といたしましては、まず第1款町税、町民税個人の現年課税分で、8,000万円の増額補正をお願いするものでございます。この主な理由でございますが、まず、景気の低迷や失業者が依然多いことから、給与所得者の人数あるいは、所得金額が減少するものと見込んでおりましたが、一人あたりの所得金額はやや減少したものの、失業率が改善されたことにより、給与所得者の人数が予算見込みを上回ることとなりました。税額にいたしまして5,990万円の増が見込まれるところでございます。また、長期譲渡所得につきまして、

譲渡所得を有する方の人数が増加をしたことなどにより、税額で2,310万円の増が見込まれること、また、株式譲渡において大口の株式取引者がおられますことから1,330万円の増が見込まれること。一方、早期退職者が減少したことによりまして、退職所得の分離課税が税額にして830万円の減が見込まれます。そういった事によるものでございます。

次に、第14款国庫支出金でございます。保育所運営費負担金につきましては、管外保育の増加に伴い414万5千円の増額補正を行うものでございます。次に、児童手当の増加に伴い被用者児童手当負担金257万2千円の増額、児童手当特例給付負担金につきましては、7万円の減額、非被用者児童手当負担金91万円の増額補正をお願いするものでございます。教育費国庫補助金の保存整備費等補助金につきましては、冒頭、担当課の方から申し上げましたように、史跡藤ノ木古墳の整備費の増額補正に伴い、700万円の増額補正をお願いするものでございます。

第15款県支出金では、町税の増加に伴い県民税の増収が見込まれますことから、県民税取扱負担金150万円の増額補正をお願いするものでございます。保育所運営費負担金、被用者児童手当負担金、非被用者児童手当負担金につきましては、国庫負担金で申し上げました理由によりそれぞれ増額補正するものでございます。次に、母子医療費補助金、精神障害者医療費補助金、老人医療費補助金、重度心身障害老人等医療費補助金につきましては、それぞれ助成金が当初予算を上回る見込みでありますことから増額補正をお願いするものでございます。

次に、第20款諸収入の雑入では、消防団員の退団に伴いまして消防団員退職報償金受入金51万4千円の増額補正を行うものでございます。また、土地改良施設維持管理適正化事業費交付金につきましては、今年度の採択額が決定をされましたことから540万円の減額補正をするものでございます。

第21款町債では、土地改良事業債で3,300万円、中宮寺跡史

跡用地購入事業債で2,610万円をそれぞれ減額補正をするものでございます。これにつきましては、町税で増収が見込まれますことから、翌年度以降の財政負担の軽減を図るため、交付税算入等のない起債につきましては、その発行を取りやめることとしたものでございます。また、この町債の減額に伴い地方債補正のところで限度額の補正を併せてお願いするものでございます。

続きまして裏面をご覧いただきたいと思います。歳出予算の補正でございます。給料及び職員手当等の職員人件費につきましては、人事院勧告及び4月に実施をいたしました人事異動等に伴う補正を、それぞれの費目におきまして計上させていただいております。総額では、3,039万2千円の減額となっております。次に、人件費以外の主な内容につきましては、ご説明をさせていただきます。

まず、第1款議会費でございますけれども、議員失職に伴い、不用となります報酬等254万2千円の減額、議員期末手当の改定に伴う31万9千円の増額、また、議員共済費に係る事務費負担金の単価改定に伴い5万6千円の増額。総額で216万7千円の減額補正をするものでございます。

第2款総務費では、一般管理費におきまして、職員の産休に伴う臨時職員の雇用増が見込まれますことから、臨時職員賃金等で269万5千円の増額、企画費では大和猿楽サミットの開催に伴います分担金150万円の増額補正をお願いするものであります。この大和猿楽サミットにつきましては、斑鳩町、川西町、大淀町の3町の共催事業で、これまで斑鳩町と川西町において2回開催をしてまいりましたが、今年度、大淀町の開催にあたりまして、大淀町長さんが任期満了でお辞めになるという事から、共催につきましては新しい町長さんの判断を仰ぎたいとの大淀町からの申し入れがございましたので、この事業開催については一時保留をすることといたしまして、17年度当初予算への予算計上は見送ってきたところでございます。今般、大淀町より、引き続き開催したい旨の申し入れがございましたので、開催分担金の追加補正をお願いするものでございます。



次に、第3款民生費でございます。社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計の人件費の補正に伴い繰出金2万3千円の増額補正をするものでございます。次に、老人福祉費ですが、老人保健特別会計におきまして、医療給付費の増加が見込まれますことから、その増額補正をお願いすることに伴いまして、繰出金1,430万4千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、医療対策費でございますが、これまでの医療費助成の実績を見るなかで、増加が見込まれますことから、老人医療費助成金で131万3千円、乳幼児医療費助成金で281万2千円、母子医療費助成金で56万5千円、重度心身障害老人等医療費助成金で163万3千円、精神障害者医療費助成金で20万2千円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、福社会館管理運営費でございます。介護保険法の改正に伴いまして、来年度より地域包括支援センターが開設されることとなりました。当町としましても社会福祉協議会にこれを委託して実施してまいりたいと考えており、福社会館2階の一室で開設準備を行いますため、照明器具取替え等の電気工事、LAN工事、エアコン及び電話機の取り付け工事等に要します費用としまして、61万6千円の追加補正をお願いするものでございます。次に、介護保険事業繰出費でございますが、介護保険事業特別会計におきまして、人件費の補正、介護給付費の増額補正を行いますことから、その繰出金931万1千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、児童手当費では、児童手当が当初予算見込みを上回る見込みとなりましたことから、扶助費513万5千円の増額、保育園費では、広域入所に係る入所児童数が当初見込みを15名上回る73名となることが見込まれますことから、委託料1,323万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款農林水産業費の土地改良事業費でございますけれども、守谷中池で実施いたしております土地改良施設維持管理適正化事業につきまして、先ほど申し上げましたように県土地改良事業事業団体連合会からの交付金の交付額の決定がされましたことから、交付額相当

分の事業費とするため、工事請負費で600万円の減額補正を行うものでございます。

次に、第7款土木費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計におきまして、人件費の補正と、公共下水道への加入者が当初見込みの300戸から250戸増の550戸となることが見込まれます。その加入負担金の増額補正等に伴いまして一般会計からの繰出金が減少する見込みとなりました。そういった事で繰出金1,891万1千円の減額補正を行うものでございます。

次に、第8款消防費の非常備消防費では、消防団員1名の退団に伴いまして、消防団員退職報償金51万4千円の増額補正、消防施設費では、消防施設整備事業費等補助金につきまして自治会からの補助要望が当初見込みを上回る見込みでございますことから、補助金121万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第9款教育費ですが、まず小学校費の保健体育費では、小学校と中学校において給食調理員の配置異動を行い、臨時調理員1名を中学校に配置換えをいたしましたことから賃金96万円を減額し、中学校費の保健体育費で賃金60万7千円の増額補正を行うものでございます。幼稚園費では、教諭1名が産休及び育児休業を取得することとなりましたことにより、臨時講師賃金140万2千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、文化財保存費では、先ほど継続審査のところでも担当課よりご説明申し上げましたように、史跡藤ノ木古墳の墳丘修復及び石室の保存活用整備のための実施設計業務を行うため、委託料1,400万円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第12款予備費につきましては、今後補正を予定しております土地開発公社経営健全化計画に基づく土地売却に伴う損失補てん等を考慮いたしまして、今回の予算補正から生じた財源2,410万4千円を留保することといたしております。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。JR法隆寺駅自由通路につきまして、これまで担当常任委員会におきまし

て駅舎のデザイン等の変更について協議されたところでございます。この度、JRにおきましてこのデザイン等の変更に伴う実施設計がまとまりまして、これに要する費用が判明いたしましたので、今般、大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定の変更につきまして、議会の議決をお願いすることになりました。つきましては、債務負担行為の限度額につきましても4,568万5千円の追加をお願いするものでございます。なお、債務負担行為の期間につきましては、平成17年12月20日から平成19年3月31日まででございます。

以上簡単ではございますが、12月議会に提出を予定しております平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 議会費の分では説明いただいたんですが、臨時議会に係る分で特別職の常勤のもの報酬の変動がいくらになるかというのと、一般職の分ではいくらになるのかというのを、教えていただけますか。

総務課長 特別職、3役に係ります期末手当の引上げにつきましては、14万5,000円の増になります。

一般職の職員の人事院勧告どおり実施した場合の試算は、マイナス60万1,000円になる試算でございます。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、以上、12月町議会定例会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

なお、この4議案は付託が予想されますので、資料等を精読していただきますよう、お願いいたします。

委員長

次に、各課の報告事項について、順次報告を受けていきます。

(1) 財政健全化検討住民会議について報告を求めます。

藤原企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは、斑鳩町財政健全化検討住民会議についてご報告させていただきます。

資料9、斑鳩町財政健全化に向けてと書かれました中間報告書をご覧いただきたいと思います。斑鳩町財政健全化検討住民会議につきましては、去る10月7日に中間報告がまとめられ、中間報告書が提出されたところでございます。この中間報告書にまとめられました提言につきまして、若干のご説明とこの提言に対します町の考え方若しくは今後の方針等につきましてご説明させていただきたいと思います。人件費関係につきましては、後ほど、総務課長の方からご説明申し上げますが、私の方からは人件費関係を除くその他の項目についてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。まず、歳入の確保といたしまして、受益者負担の適正化についてでございます。これにつきましては、使用料・手数料等を平均10から20パーセントアップという提言をいただいております。施設によりましては、利用者負担が少なく町民負担が大きくなっているものも見られ、全体として使用料等の収入とコストとの間に大幅な差があること。また、長年にわたって据え置かれていたものがあり、町財政の負担が重くなっている。また、施設の公益性等を考え合わせても、町民負担の公平性の観点から、受益者とそうでない町民の間で負担の公平性について問題があるのではとのご指摘をいただいております。町としましても、使用料・手数料につきましては、適正な受益者負担をいただくのが適当であり、町民負担の公平性を確保するためにも、使用料・手数料の見直しをしてまいりたいと考えております。ただ、施設によっては、その公益性ですとか、サービスの性質が異なっておりますことから、公費負担と受益者負担の割

合は、それぞれの施設ごとに考えていかなければならないと思いますので、現在、使用料・手数料を見直しするにあたっての基本的な指針について検討をしているところでございます。使用料・手数料の改定は、住民負担の増加となるものでございますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。検討の結果、早々に料金改定することが妥当であると判断できるものがございましたら、担当常任委員会ともご相談申し上げながら、早ければ3月の議会にでも料金改定の条例改正案について上程させていただきたいと考えているところでございます。

次に、滞納税額の確保についてでございますが、滞納税額の積極的な確保を図り、滞納繰越分については、過去実績の平均収納率にさらに5%上乗せした収納率を目標にするようとの提言でございます。町としましても、これまで、特別徴収班の設置や滞納処分の積極的な取り組みを行うなど税収の確保には特段の努力をまいったところではございますが、徴収率をさらに5%上げた目標を設定いたしまして税収の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、9ページをお開きください。3番目の遊休土地の売却については、財産の有効活用を図り、維持管理経費の削減を図るため、将来における活用の可能性について、それぞれ利用計画や実態を精査し、未利用地や不要と判断した財産については、売却可能なものから優先的に処分していくようとの提言でございます。遊休土地の関係につきましても、これまでも監査委員からもご指摘もいただいております。町には、現在、町営住宅の跡地を中心にいくつかの遊休土地がございますが、これの多くは、その土地へ至るまでの道路が狭隘でありますとか、市街化調整区域に位置するものなど、立地条件の悪いものが多くございます。これら遊休土地の活用方策を検討すると同時に、将来の土地の売却処分を考慮し、道路整備等を行いまして、資産価値を高める努力をまいりたいと考えておるところでございます。

次に、新税財源の検討でございますが、住民会議におかれましては、

収入増を積極的に図るため、いわゆる法定外税についてご検討をされることになっており、去る15日には、地方税制度の専門家をお招きし勉強会を開催、また、新税検討のための小委員会の設置についても考えておられるところでございます。町におきましても、法定外税の創設については非常に難しいということは理解をしておるところではございますが、住民会議とごいっしょに研究、検討をしてみたいと考えております。

続きまして15ページをお開きください。下の2番、指定管理者制度及び包括的民間委託の積極的な導入についてでございます。住民会議におかれましては、指定管理者制度の積極的な導入と民間委託の推進に努めるようにとの提言でございます。特に、水道事業については、3年以内に包括民間委託を導入、そして、老人憩の家、ふれあい交流センター、体育館等の指定管理者制度の導入が挙げられております。町におきましても、これまで部分的な民間委託には積極的に取り組んできたところではございますが、今後、町民サービスの向上や町民福祉の向上が図れるものについては、指定管理者制度の導入や民間委託の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。指定管理者制度の導入につきましては、指定管理者制度運用方針を策定いたしましたので、このご説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、資料の5-2をもう一度ご覧いただきたいと思っております。指定管理者制度の概要と書かれたものでございます。この資料の7ページをお開きください。これは、指定管理者制度が導入されたことから、公の施設について、管理・運営の効果的、効率的な運用も利便性、住民サービスの向上に向けての運用方針を定めたものでございます。2番目の指定管理者制度については、先ほど、概要のところでご説明申し上げた内容でございます。

次に、10ページをお開きください。指定管理者の導入及び指定の手続きにつきまして、全体の流れ図によりご説明させていただきます。公の施設の管理につきましては、まず、指定管理者制度の導入の適否の検討を行います。この検討するにあたりましては、指定管理者選定

等審査委員会に意見を求め、この審査委員会の意見を踏まえて適否を判断することになります。この指定管理者選定等審査委員会につきましては、指定管理者制度の運用に関する要綱に定めておりまして、最後のページ、13ページをご覧いただきたいと思います。この第5条でございますが、審査委員会は、助役、当該公の施設の所管部局長、当該公の施設の所管部局課長及び参事、そして管財を主管いたします総務部長及び企画財政課長を委員として構成するものでございます。指定管理者の指定は、行政処分となりますので、この指定について検討することは、行政内部で行うことが望ましいとの判断から、このように行政内部の組織としたものでございます。10ページにお戻りください。この適否を検討した結果、直営で管理運営を行うのか、指定管理者制度を適用するのかを決定し、指定管理者制度を適用する場合には、必要な事項を定めるため設置条例の改正を行います。次に、指定管理者の指定を単独指定するのか、公募により募集を行うのかについて、審査委員会の意見を求め、その意見を踏まえて決定されることとなります。単独指定か公募かについては、当該施設の管理によりこれまで蓄積された貴重な経営資源を有効に活用することを基本としまして、原則として、現在、管理運営している団体を優先することといたしました。また、将来的には、公募によることといたしております。次に、候補者の選定を行うわけですが、団体から提出を受けました事業計画書に基づき、管理運営コストをはじめ、サービス提供のノウハウや人的・物的能力の状況を総合的に検討し選定することといたしております。そうして候補者が決定いたしましたら、議会の議決を経まして、団体との間で業務等の詳細にわたる協定書を交わすこととなります。

次に、9ページをご覧ください。町の公の施設の指定管理者制度の導入についてスケジュールをご説明させていただきます。円滑な指定管理者制度導入に向けて、指定管理者制度導入の適否の検討、及び指定管理者制度導入決定施設の設置条例改正につきましては、平成18年度までに行う予定をしております。ただし、現在、管理委託制度に

よる施設運営を行っている施設については、原則、平成17年度中に設置条例の改正を行い、平成18年4月から指定管理者制度による施設の管理運営を行うこととしております。また、施設によりましては、職員を多く配置しているところもございますので、職員の配置換え等の難しい施設にあつては、直ちに導入ということにはなりませんので、導入に向けた整理を行いまして、その整理後に導入を行っていきたいと考えております。

なお、水道事業につきましては、住民会議の提言にもございますように、3年を目途に十分調査研究をいたしまして、包括的民間委託を実施してまいりたいと考えております。

また、資料9の中間報告書にお戻りいただきたいと思ひます。16ページをお開きください。団体運営補助金のカットでございますが、住民会議では、基本目標達成のための収支改善効果を見出すため、団体運営補助金の一律20パーセントカットを提言されております。町としましても、各種団体の皆様には、斑鳩町の財政の状況や将来見通し、財政健全化に向けた取り組みについて十分ご説明申し上げ、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、できるだけ平成18年度より補助金20パーセントカットの方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、17ページをお開きください。4番目のイベントの統廃合等による見直しでございます。住民会議では、イベント、大会、行事等の事業費の総額を30パーセントカットすることを提言されております。町といたしましても、歳出の削減を図る観点から、イベント等の統廃合の見直しを進め経費削減に向け努力していききたいと考えております。この検討をする際には、従来のイベントの内容につきましても検討をいたしまして、町民の皆さんにより一層ご満足いただけるように考えてまいりたいと思ひます。

次に、5番目の大型事業の再検討でございますが、住民会議におかれては、今後個々の事業について詳細にわたる調査を行い、協議を進められていくものと思ひます。町としましても、将来の財政状況を考



え合わせるなかで、建設事業の実施については、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上が提言についてでございますが、住民会議におかれては、今後さらに5回程度の会議を予定されており、3月には最終報告書をまとめられることになっております。以上、簡単ではございますが、財政健全化検討住民会議に関しまして、私の方からのご報告、ご説明とさせていただきます。

総務課長

それでは、私のほうから、人件費の削減にかかります説明をさせていただきます。中間報告書の10ページから15ページにかけてであります。10ページをご覧いただきたいと存じます。

人件費の大幅削減であります。その基本方針の一つとしまして、分権時代に対応した迅速な意思決定と業務に応じた多様な執行体制をとりうる組織への改組。二つに、職員の能力開発と意欲向上を図り、組織成果向上に寄与しうる人事評価制度の導入。三つに5年程度で職員数を10パーセント削減、計画的な定員管理の実施。とされております。人件費の削減にあたっては、職員と給与・報酬の二面性から考えることとされ、まず、職員数の削減が優先すべき課題であるとされ、職員の能力と意欲向上を図りながら、常に業務量に見合った適正な人員配置がとりうる組織づくりを行い、また、指定管理者制度の活用による外部委託化を図りながら、向こう5年間で職員数を10パーセント削減する。という提言であります。この取り組みについてであります。平成16年度末での正規職員数は229人で、今年度から平成22年度までに定年退職を迎える正規職員は32人おり、うち本庁勤務の一般事務職12人、保育所、衛生処理場、教育関係の出先職員20名が退職予定であります。一般事務職員の補充につきましては、将来の職員年代構成が必要なことから、2人退職で1人採用とし5年間で6人を採用することとします。また、出先職員の補充につきましては、正規職員を雇用せず臨時職員で補充していき、行政サービスの低下を防ぎながら、人件費の抑制を図るとともに、職員の減に伴い、外部委

託あるいは指定管理者制度を徐々に活用してまいることとします。

また、中間報告書の12ページからは、人件費削減の具体策として8項目の提言がされておりますが、平成18年度から実施するものとしたしまして、一つに常勤特別職給与カットであります。提言どおり、町長は現行10%から15%のカット、助役7%から9%のカット、収入役・教育長5%から7%のカットとカットの上乗せを行います。2つ目としまして、常勤特別職の退職金のカットについてであります。退職手当組合負担金の算定基礎額を、現行は条例本則の給料額(カットされる前の給料月額)を基礎額としていたのを、18年度からは、カットした額を基礎額とします。3つ目として、収入役の廃止であります。今後、等も検討してまいりたいと存じます。4つ目としまして、職員給料の人事院勧告に準じた引き下げであります。先ほどご説明いたしましたように、来年4月から人事院勧告にあります給与構造の改革を実施することにより、5年間で職員給与水準が4.8%から7%引き下がることとなります。この改正について、18年度から国に準拠した形で実施してまいりたいと考えており、給与条例改正案が整理できた段階で、この総務常任委員会にご相談申し上げ、3月議会に給与条例改正案上程してまいりたいと考えております。5つ目として、職員手当等の見直しであります。まず、特殊勤務手当の見直しであります。特勤につきましては、平成11年度で職員組合とも交渉を行うなか、一定の見直しを行いました。さらに、特殊勤務手当本来の主旨(不快・危険・困難な業務に就く場合に支給される手当)に鑑み、5つの手当(滞納整理手当・訪問看護手当・用地交渉手当・マイクロバス運転手当・年末勤務手当)について廃止を行い、再度、見直しを図りたいと考えております。

職員手当の見直しの二つ目、調整手当を廃止し、人事院勧告準拠による地域手当の支給であります。地域手当につきましては、斑鳩町は国の支給地域にありますことから、また生駒郡、北葛城郡、磯城郡の近隣各町も地域手当を支給する地域となりましたことから、人事院勧告に準拠して支給してまいりたいと考えております。なお、調整手当

は廃止いたします。

3つ目は、管理職手当の現行引き下げの継続であります。来年度から、さらに部長・課長・課長補佐それぞれ1%ずつカットし、部長10%、課長8%、課長補佐7%の支給率としたいと考えております。6つ目として、非常勤特別職の報酬引き下げであります。当町の報酬額が、県下各町の非常勤特別職の報酬額の平均値より高い額となっているため、平均20%の引き下げのご提言をいただいておりますが、年額・月額報酬、日額報酬等もございますため、今後、引き下げる方向で検討をしてみたいと考えております。

次に、7つ目と8つ目の、議員報酬のカット及び議員定数の見直しにつきましては、現在、議会におかれまして鋭意ご審議中であることから、その結論に委ねることとしてみたいと考えているところであります。

以上が、財政健全化検討住民会議の中間方向を受けまして、平成18年度から取り組んでまいります内容であります。これらにつきましては、平成18年度予算に計上していく傍ら、3月議会におきまして関係条例等の改正を行ってまいりたいと考えておりますので、議員皆様方にはよろしくご理解・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、特別職報酬等審議会の開催であります。人事院勧告の経緯を踏まえる中、三役の給料につきましては減額するものの、当分の間としてまいりたいと考えており、また、議会議員の報酬カット等について、現在、ご審議中であることから、現段階では、特報審に諮問すべき時期ではないと考えており、今後の動向等を見据える中で、特別職報酬等審議会を開催してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、財政健全化検討住民会議にかかります、人件費関係につきましての説明とさせていただきます。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 すいません、2点お聞きしたいんですが、先ほどの人件費のところ、補正予算のところ、人件費を聞かせていただいたんですけども、そこで聞いておいたら良かったんですが、今回、人勸の適応をするのに、これまで特別職についてはカットをしてきてますけれども、それを反映させた上での人勸の適応になるのか、まずそれを先にお聞かせ下さい。

総務課長 期末手当につきましては、カットをした額で支給をしております。

木澤委員 適応をさせているということですね。それともうひとつなんですが、職員の数を減らすという方針、出されてますけれども、今、町の方としては定員適正化計画に基づいて進められていっていると思うんですけども、14年度から19年度までで、5年間で8人という出さされていると思うんですけども、既にもう予定していた、定年退職として減っていく人数よりも多く退職の方、出ていると思うんですけども、そことの関係で今後どういうふうに考えておられるのか、そこを少しお聞かせください。

総務課長 第2次定員適正化計画につきましては、質問者がおっしゃいますように、19年度までの5年間で8人を減員する目標でございます。これにつきましては、一般行政部門の168人のうちの8人ということでございます。先ほど申しました職員削減10%といたしますのは、前回でございまして、第2次定員適正化計画の中では19年度までの定年退職者におきますと更に10人、いわゆる教育部門の職員とかも加味をいたしますと、18人の減員をすることになります。そういった中で、今後、財政健全化検討住民会議の中間報告の提言を尊重しまして、平成17年度から向こう5年間で職員を10%削減してまいりた

いと。質問者のおっしゃいますように、定員適正化計画の目標職員数は平成17年度当初で、もうその人数を下回っているという状況でございますので、さらに平成18年度から5年間で平成22年度までの間で、職員数を10%削減していくという考えでございます。

木澤委員 減らす方向の目標というのは分かるんですが、補充についても採らないと、全く採らないということではよろしいんですかね。

総務課長 補充につきましては、本庁職員、一般事務職につきましては退職二人につき1名の採用を考えております。出先の職員につきましては臨時職員を雇用してまいりたいと、このように考えているところでございます。

木澤委員 世代間で較差ができないように、職員の補充の方も、そういう考え方でしっかり進めていっていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、次に、(2)大字龍田財産区(下司田池)に係る建物収去明渡請求事件について、報告を求めます。

藤原企画財政課長。

企画財政課長 大字龍田財産区に係る建物収去土地明渡請求事件につきまして、9月議会でご報告いたしましたその後の状況につきましてご報告させていただきます。

まず、釣り池の撤去についてでございますが、釣り池側には、和解条項に基づきまして既に建物・栈橋等を撤去され、9月26日に和解条項の履行を確認し、池の明け渡しを受けましたので解決金の残金274万円を10月上旬にお支払いしたところであります。これにより、建物収去明渡請求の裁判につきましては、実質的な終結をみたところでございます。なお、池の安全対策といたしまして、フェンスの設

置、立ち入り禁止看板の設置を行い、安全管理に努めたところがございます。今後とも、事故の起こらないよう十分注意し、安全管理に努めていきたいと考えております。

また、釣り池撤去後の池の水質悪化等の環境問題などについてご心配をいただいておりますが、再三再四池に行きまして、池の状況を把握するとともに、魚の死骸の撤去等の対応をとってまいりました。現在のところは、水位の低下や水質悪化にともなう悪臭の発生といったことはみられず、小康状態を保っております。今後、来年の夏場にかけてはそういった状況の発生も懸念されますので、今後とも十分注意してまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、(3)斑鳩町土地開発公社保有地の処分について報告を求めます。 藤原企画財政課長。

企画財政課長 斑鳩町土地開発公社保有地の処分につきましては、本年2月の当委員会においてご説明申し上げましたように、経営健全化計画の処分計画に基づき、現在、事務手続きを進めているところでございます。これにつきまして少しご説明をさせていただきます。

資料の10をご覧くださいと思います。土地の売払いにあたっては、一般競争入札により実施することといたしております。今回、入札に付す物件でございますが、物件①としまして、中宮寺東側の土地でございますが、法隆寺北2丁目555の5、地目は雑種地で面積は542平方メートルでございます。物件②は、法隆寺北2丁目555の15で、これは物件①の町道を挟んで北側の土地でございますが、

地目は雑種地、面積は348平方メートルでございます。物件③につきましては、東小学校北側の土地で、法隆寺南2丁目229の2、及び229の3、232の4で、地目は雑種地、面積は394.83平方メートルとなっております。なお、面積はいずれも公簿面積でございます。各物件の詳細につきましては、21ページから32ページに物件調書をつけておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、2ページをご覧ください。入札等の手続きでございますが、申し込み用紙の配布を10月27日から11月24日まで、土地開発公社事務を取り扱っております役場企画財政課において配布しておるところでございます。なお、申込書等につきましては、斑鳩町のホームページからもダウンロードしてお使いいただけるようにしております。次に、申し込み資格でございますが、一般競争入札の趣旨から、また、できるだけ多くの方にご参加いただけるよう個人、法人を問わず、また、町外の方の申し込みもしていただけるものとしております。ただし、成年被後見人等1から9までに該当する方については参加の制限をさせていただいたところでございます。次に、3ページをご覧ください。申込方法でございますが、郵送、持参のいずれも可とし、11月24日まで受付をさせていただくこととしております。次に、入札でございますが、9ページをお開きください。一番右に記載をしておりますように11月30日に役場地下大会議室において入札執行の予定をしております。

7ページをお開きください。6番目の契約の締結でございますが、落札者には12月6日までに土地売買契約を締結していただき、7番目の売買代金の支払いに記載してございますように、契約締結と同時に売買代金の10パーセント相当額を契約保証金として納めていただき、12月21日までに全額納付をいただくこととしております。次の8ページをお開きください。所有権の移転登記につきましては、売買代金の支払いが完了いたしましたら、所有権移転手続きを土地開発公社が行うことといたしております。ただし、登記に必要な登録免許税等の費用につきましては落札者にご負担いただくこととしておりま

す。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町土地開発公社保有地の処分につきましてのご報告とさせていただきます。なお、本件につきましては、事前に9月の当委員会においてご報告させていただくのが本来であろうかと存じますが、何分にも初めてのことでございまして、慎重に内部協議を進めてまいりましたこと、また詳細の詰めに時間を要しましたことから、9月の総務委員会にご報告できなかったことを深くお詫び申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

委員長 私からひとつ質問させていただきます。法隆寺北2丁目の、これは2筆になるんですかね。ここは風致地区で、最低の宅地の区画面積が200平米でないといけないと思うんですけれども、1筆については348平米で分筆できない、2筆にはできないということで、先ほど処分地は資産価値を上げるために、いろいろ努力するというふうな事をおっしゃってましたけれども、そこら辺、この土地についてはどうなんですかね。個人で348平米、100坪以上の土地を持つというのは、ちょっとしんどい話になってくる。また、業者が自分の業務に使おうと思っても2筆には区切れないという形にはなってきますので、そこら辺、町の考え方どうなんですかね。

企画財政課長 ご心配いただきますように、斑鳩町の開発指導要綱では、これらの地区につきましては200平方メートル以上の宅地面積を必要というふうに定めておるところでございます。実際に、申請用紙を取りに来られた方、また、申し込みに来られた方につきましては、また、あるいは事前の現地説明会におきましても、これらの規定がある旨のご説明を事前にさせていただいております。そういった中で、ご理解をいただいた上での申込みをしていただくというふうにご考えておるところ



でございます。

委員長 分かりました。他にございませんか。

委員長 それでは次に、（４）学校給食の運営について報告を求めます。  
野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 各課報告事項の（４）学校給食の運営につきまして、お手元の、配布させていただいております資料 1 1 によりましてご説明させていただきたいと思えます。まず初めに、1 ページでございますけれども、給食調理員数の推移についてでございます。上段の表につきましては、平成 1 7 年度の給食調理委員数でございまして、各小中学校におけます正職員、臨時職員の配置を示しております。正職員 1 2 人、臨時職員 1 1 人の体制で学校給食の運営を実施しておりますけれども、平成 1 7 年度末で 2 名、平成 1 8 年度末におきまして 2 人の退職予定がありまして、現状のままでは臨時職員数が正職員数を上回る体制で実施していくこととなります。中段の表につきましては、平成 1 7 年度から平成 2 2 年度の今後 6 年間に、現在おります 1 2 人の正職員のうち、8 人が退職をし、4 人が残るという形になってございます。平成 3 6 年度末には給食調理員が全員退職を迎える状況となる、という資料でございます。

次に、2 ページでございます。現状としてでございます。自校方式として、斑鳩町では、各小中学校に給食室を設置しておりまして、各校の児童生徒の給食を調理しており、温かい給食を提供している状況でございます。また、献立は学校栄養職員が作成という事で、学校栄養職員が、栄養量を考え、献立を作成しており、調理方法、衛生管理をはじめ、給食全般の指導を行っております。食材は、奈良県学校給食会及び学校給食用物資納入業者から購入という事で、毎年度、学校給食運営委員会において、学校給食用物資納入業者を決定いたしまして、小学校、中学校別に業務価格で購入しており、物資は各学校に納

入されているというところでございます。次に調理、洗浄業務は、町の職員で対応という事で、献立に基づき、町費調理員が調理及び洗浄業務を行っております。安全、衛生管理は、町教育委員会で対応という事で、学校給食衛生管理の基準に基づきまして、教育委員会と学校が一体となって給食の安全性や衛生管理について細心の注意を払っておるところでございます。次に3ページでございますけれども、課題と方策というところで、正職員の退職が今後続くうえ、退職の不採用によります臨時職員の確保が難しい現状でありまして、より安定した人員を確保する方策を考える必要がございます。また一方、第3次斑鳩町行政改革実施計画におきまして、新しい時代に対応できる施策の抜本的見直しという観点から、町全体で外部委託等の推進が行われるなかで、教育委員会におきましても、給食調理業務の委託が推進課題として位置付けられておりまして、こうした背景から、現在の自校調理方式を維持しながら、より安定した人員を確保し、安心した給食を実施するため、19年度をめぐりに学校給食の調理、洗浄業務の民間委託の導入を考えております。なお、民間委託の導入につきましては、正職員の退職数に合わせまして、学校栄養職員が配置されております学校から順次実施して参りたいという風に考えております。

次に4ページの学校給食の調理、洗浄業務の委託にあたっての考え方というところでございまして、自校方式を堅持する、委託する業務は調理、洗浄業務というところで、現在の自校調理方式を維持しながら、より安定した人員を確保いたしまして、また経費節減につながるというところから、学校給食の調理、洗浄業務の民間委託の導入を考えて参りたいというところでございます。更に献立づくりにつきましては、従来どおり学校栄養職員が行います。また、学校栄養職員が作りました献立に基づきまして、学校栄養職員が食材の発注を行います。調理業務の委託にあたりましては、給食の質は安全面、衛生面に十分配慮しながら、契約をするわけでございます。また、入札参加資格におきましても、業者の学校給食調理業務経験等の条件をつけること、また調理従事者に調理師資格等の有資格者を少なくとも1名、常勤者

として勤務させること等を義務付ける予定でございます。また、斑鳩町の給食はおいしい、と評判をいただいております。委託により、味を低下させないよう、給食の味や質については、学校栄養職員が指導しますことから現在、国の基準に基づきまして、斑鳩町では、斑鳩小学校と斑鳩東小学校、斑鳩南中学校に学校栄養職員が県から配置されております。学校栄養職員については、調理方法、衛生管理をはじめ、給食全般の指導も行う必要があることから、民間委託の導入につきましては、学校栄養職員が配置されている学校から実施していきたいという風に考えております。また、食材の購入につきまして、毎年度学校給食運営委員会におきまして学校給食用物資納入業者を決定いたしまして、小学校、中学校別に業務価格で購入しており、物資は各学校に納入されるというところでございます。味や品質につきましてですけれども、献立表、作業工程に基づきまして、学校側の栄養職員が受託会社の責任者に前もって調理の打合せや、指示を行いながら、受託会社の責任者は、調理従業員を指導し、作業を行う、その後学校長が出来上がりを検食する、という風に流れを考えております。

あと、安全面と衛生面という事で、調理手順、食材の管理や洗浄、消毒等についても、厳しく指導をして参りたいという事でございます。あと、保護者の声はという事でございますけれども、ただ今申し上げました委託の方法につきまして、保護者等の理解を得るために斑鳩町のPTA連絡協議会との懇談会等で説明する中で、ご意見をいただきまして、委託に際しては衛生管理等の業者のレベルアップに努めてほしい、またアレルギー除去食を委託になっても実施してもらいたい、といった意見が出されまして、教育委員会といたしましても、こういった事に留意していきたいと考えております。

また、委託の業務は今後もっと拡大していくのではないかと、委託にすると業者は経費節減の為に安い食材を入れるのではないかとといった心配の声も聞かれますけれども、それらと合わせまして、そういった心配のないことを説明させていただいております。委託については、保護者と設置者との経費の負担については、学校給食の実際に必要な

施設、設備に係ります経費と、学校給食に従事する職員に要します給与その他の人件費につきましては、設置者、つまり町の負担でございます。その他の経費につきましては、食材費につきましては保護者負担ということで定められております。

でございますので、委託によりまして安い食材に変わるということもありませんし、調理、洗浄業務が委託される事によりまして、保護者の負担額が、つまり給食費が影響を受けるということはございません。

5 ページでございます。学校給食の流れと委託する部分でございます。この中で、3 番目の調理と6 番目の食器の洗浄、清掃の処理が、今回、委託業務をするという項目でございます。

6 ページから7 ページにおきまして、地域の実情等に応じた適正な方法について、運営の合理化をするようにということで、学校給食業務の運営の合理化について昭和60年1月21日付で、文部科学省の体育局長の方からの通達文を添付させていただいております。

7 ページの方でございますが、指定管理者制度の関係についてでございますが、学校給食施設につきましては、公の施設に類似する施設ではございますが、指定管理者制度ということでの公の施設、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、その住民が利用する施設には馴染まないということで、教育委員会としては考えております。

以上、学校給食の調理、洗浄業務にかかる委託につきましてのご説明とさせていただきますので、よろしくご理解のほど、お願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 この問題につきましては、また、12月議会の一般質問でさせてもらおうと思っておりますが、今、野崎課長の方から報告がありまして、県下でも導入されているところがあって、色んな話を聞く上では、やは

り慎重な対応が必要だなというふうに考えておりました、斑鳩町としても人材の確保が難しいというのがひとつの理由として挙げられてますけれども、今、臨時職員さんの方が多くなるからというふうに言われてますけど、保護者の皆さんの声も今後、PTAの方には聞いていただいているとは思いますが、やはりもっと広く聞いていただくことも必要じゃないかなということでは、アンケート調査なんかもしていただいたのかなというところはお聞きしたいと思うんですが。

教委総務課長 それにつきましては、事前に、総務委員さんが視察に行かれるときに、事前に配布させていただきましたチラシに基づきまして、PTAの役員さん方に配布させていただきました。これによって説明させていただく中で、もし校区単位で父兄なり、PTAの方からご意見等ございましたら、いつでも町の方からご説明にまいりますということで話をさせていただいた中で、今現在のところ、そういう形での意見というところまでは聞いておりません。

木澤委員 アンケート調査については。

教委総務課長 アンケート調査というところまでは、現在、考えておりません。

木澤委員 PTAの方に声は聞いていただいていると思いますが、私のほうとしてはできるだけ、子どもさんにしても3食のうち、毎日に食べるその内の1食の給食ですので、自分のお子さんの状況というのも、保護者のかた一番よく分かってはると思いますので、そういったところで、ひとり一人、アンケートが必要じゃないかなというのが、私は考えているんです。

教委総務課長 そういう事につきましても、従来から行っておりますように、学校給食栄養職員が事前にそういう事で、各学校、クラスの子どもの状態等を聞いておりますので、それらにつきましても、アレルギー除去食

といったことについても、現在やっております。それらについても、変わらないように県の栄養職員が付きまして、指導していただくというところでお願いしております。

木澤委員 色々聞きたいことがあるんですが、一般質問の際にさせていただくということで、今日はこれで終わらせてもらいます。

委員長 他にございませんか。  
次に、（５）教育施設におけるアスベスト対応について報告を求めます。 野崎教育委員会総務課長

教委総務課長 各課報告事項の５番目でございます。教育施設におけるアスベスト対応についてでございます。

８月の総務常任委員会におきまして教育施設のアスベスト使用状況についてご報告申し上げた、その後の対応についてご報告をさせていただきたいと思っております。

小・中学校のボイラー室等にロックウールが吹き付けられておりまして、石綿が含まれている可能性もあるということで石綿の含有量につきまして、専門家による分析調査を実施していただき、９月１８日に分析調査をし、結果が１０月４日に出たということで、今回分析調査いたしましたのは、斑鳩小学校、西小学校、東小学校、南中学校の４校でございます。斑鳩小学校、東小学校、南中学校につきましては石綿の含有は検出されませんでした。ところが、西小学校におきまして微量に検出されたということでございます。それに伴いまして、西小学校のボイラー室の飛散状況の調査を行ったところ、空気中のアスベストの濃度測定におきまして、規制値は１０本以上ということでございますが、１リットル中に０．７本ということで、大幅に下回っているところではございますが、児童等の安全対策に万全を期するために、また緊急を要するところから西小学校のボイラー室の除去工事を１１月１９日土曜日、２０日、日曜日の２日間に渡りまして実施さ

せていただいたところでございます。なお、同月の26日、27日の2日間におきまして修復工事を予定しているところでございます。これに要します費用といたしまして294万円を予備費から流用させていただいたところでございますので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 他に理事者側から報告することはありませんか

( な し )

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

木澤委員 1点、お尋ねをしたいのですが、斑鳩中学校の保健体育の先生が3人いらっしゃると思うんですが、今年の3月までは女性の先生がひとりいらっしゃったけれども、その方がいなくなって、今3人男性教師になっているというふうに思うんですけども、女生徒の保護者から、今後ひとはやっぱり、女性教師を入れる事を検討してほしいという要望があったと思うんです。それに対して教育委員会は、どう考えているのか、お聞きしたいと思っております。

教育長 木澤委員、おっしゃるように、確かに保健体育の先生、3人とも男子でございます。保護者から女性教諭を配置するようというご要望、

直接、私は聞いておらないので、大変申し訳ないのですが、今の現状から言いますと、奈良県下でそれぞれの学校に保健体育の先生おられるわけですが、男性が187、女性が37と、約4.5倍が男子という状況でございます。これは、採用の条件、あるいは教科の指導の体力的な問題もあろうかと思いますが、いろんな条件が絡んで、今、女性の保健体育の先生が少ないというのが現状でございます。そうした中で斑鳩町で男子の先生、3人いるわけですが、これはやはり、文部省が示されている学習指導要領に基づいて、しっかりとそれぞれの子どもたちの指導をさせていただいております。指導内容については問題はないというふうに考えております。また、体育の先生については、40、50代近くの先生でございますし、指導内容についても十分、そういったものも理解もいたしておりますし、また、思春期特有の女性の心理、あるいは特徴等についても十分理解しているものと思っております。現在、そうした事を踏まえながら、学習指導要領を十分理解しながら、子どもたちへの専門的な指導を行っているところでございます。ただ、もし、そういうご要望があるとするならば、今後の移動等によりまして、そうした女性の先生の移動希望がでて、あるいは、そういうことがあれば私たちの方で、十分、採用を検討していく必要があるだろうと思っております。

いずれにいたしまして、絶対的に女性の教員が少ないという状況がございますので、斑鳩町の中で、子どもたちへの指導が十分徹底できるように現状の先生方にもご指導申し上げますし、また、今も申し上げましたように、そういう採用の機会があれば町としても女性の先生の採用を図っていきたいというふうに思います。

木澤委員 今現在、県からこれらている先生が男の方3人で、男性の教師が多いということで、なかなか難しい状況あると思うんですが、3月までいてくれはった職員さんは町費講師やったとお聞きしてますし、思春期の女の子へのそういう意識問題というのは難しいものがあると思っておりますので、今後、条件をできるだけ整えていけるよう、町の方として



も要望して行ってほしいというのと、そうした保護者の願いに応える形で努力していただきたいというふうに、これは強く要望していきたいと思います。

委員長

他にありませんか。

ないようですので、その他についてはこれをもって終了します。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 助役挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。本日はご苦勞様でした。

(午後0時28分 閉会)